

政府関係機関の地方移転に関するこれまでの経緯

- 平成 26 年 12 月 27 日 まち・ひと・しごと創生総合戦略 閣議決定①
- 平成 27 年 3 月 3 日 政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案開始②
- 平成 27 年 6 月 30 日 まち・ひと・しごと創生本部
まち・ひと・しごと創生基本方針 2015③
(独) 酒類総合研究所東京事務所の移転④
- 平成 27 年 8 月 25 日 政府関係機関の地方移転に関する有識者会議 (第 1 回) ⑤
(道府県からの提案の評価・検討のポイント)
- 平成 27 年 8 月 31 日 提案募集期間終了⑥

提案道府県、関係省庁等からヒアリング
- 平成 27 年 11 月 6 日 政府関係機関の地方移転に関する有識者会議 (第 2 回)
(今後の検討方向、今回の移転の趣旨、研究機関の移転について、
韓国の事例) ⑦⑧⑨⑩

提案道府県と関係省庁等との意見交換
- 平成 27 年 12 月 17 日 政府関係機関の地方移転に関する有識者会議 (第 3 回)
(政府関係機関の地方移転に係る対応方針、中央省庁に係る地方移
転の検討に当たっての重要な視点、有識者からの提言) ⑪⑫⑬
- 平成 27 年 12 月 24 日 まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015 改訂版) 閣議決定⑭
- 平成 28 年 1 月 27 日 中央省庁提案に関する意見交換⑮
- 平成 28 年 3 月 3 日 政府関係機関の地方移転に関する有識者会議 (第 4 回)
(中央省庁の地方移転の基本的考え方、研究機関・研修機関等の地
方移転の今後の進め方) ⑯⑰
- 平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・しごと創生本部
政府関係機関移転基本方針決定

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）（抜粋）

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【施策の概要】

(略)

また、政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることが、地方への新しいひとの流れをつくることに資すると考えられる。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 地方拠点における雇用者数を4万人増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む）の中で地方が目指す発展に資する機関について、地方公共団体から移転要望があること等を踏まえ、2014年度内に各府省庁が所管している研究機関・研修所等のリストを作成する。2015年度には、道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して機関誘致の提案を行う。まち・ひと・しごと創生本部においてその必要性や効果につき検証した上で移転すべき機関を決定し、2016年度以降その具体化を図っていく。なお、可能なものについては、前倒しで実施する。

政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱

1 目的

東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とする。

2 提案資格者

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の道府県又は府県域を越える広域連合。

3 対象となる政府関係機関

東京都に所在する政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む）及び別添リスト^{（注）}に掲げる研究機関・研修所等。

（注）このリストは、各府省庁及び独立行政法人の研究機関・研修所等を網羅したものである。

4 提案記載事項

① 誘致を希望する機関の名称

機関の丸ごと移転のみならず、機関内のまとまりのある一部分の組織・機能の移転や、地方拠点の設置などでも可。

② 誘致先予定地

③ 誘致の必要性・効果

少なくとも以下の事項について説明。

ア 地方版総合戦略の重要な要素であること

東京一極集中是正の観点からみて、地方版総合戦略の重要な要素と、当該機関の業務・機能とが密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。

イ 国の機関としての機能確保

当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が

集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。)

④ 誘致のための条件整備の案

少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力のあり方を含めた条件整備の案を示すこと。

ア 施設の確保等

移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。

イ 職員の居住環境確保への協力

職員の居住環境の確保について、国又は独立行政法人等に協力すること。

⑤ その他誘致に当たり解決すべき課題への対応策の案

5 その他

道府県等は、関係市町村の意見を踏まえて提案すること。

国又は独立行政法人等の組織・費用等が肥大化しないことを前提として検討・提案すること。

その他、機関の誘致等に伴い生じ得ると考えられる弊害・問題点があれば、弊害をできるだけ少なくする措置の案を機関誘致提案に付すること。

6 提案締切り及び今後の予定

平成 27 年 8 月末日までに、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局あて提出すること。

提案について、関係府省庁間で協議を行った上で、必要に応じて提案した道府県等又は関係者からヒアリングを行い、27 年度内にまち・ひと・しごと創生本部において、その必要性や効果につき検証した上で移転等すべき機関を決定する。(可能なものについては、前倒しで実施する。)

なお、既に東京圏以外に所在する機関への東京圏からの小規模な機能移転については、上記によらず、当該機関が所在する東京圏以外の市町村が、関係道府県の意見を聞いて機関誘致提案することもできるものとする。

まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

（4）政府関係機関の地方移転

政府関係機関の中で地方が目指す発展に資する機関について、道府県等からの提案（平成27年8月期限）を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める⁽²⁸⁾。

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の適切な推進

- ・引き続き、道府県等が検討を行う上で必要な情報の提供を行うなど丁寧に対応していく。
- ・各道府県等から出された提案について、その必要性、効果、機能の確保等について当該道府県等や関係政府機関・所管府省庁その他の関係者の意見を聞き、論点を整理した上で、財政負担や制度的検討の必要性、提案する道府県等と関係府省庁等の双方の見解等を踏まえ、必要に応じて有識者等の意見を聞くなど、公平性・透明性のあるプロセスの下で検討を行い、本年度末までに決定する。可能なものについては前倒しで実施する。

(28) 現在道府県等において誘致提案を検討中であるが、既に東京圏以外に所在する機関への東京圏からの小規模な機能移転については、これらによらず、当該機関が所在する市町村が機関誘致提案することもできるものとしている。

政府関係機関の地方移転について

〔平成 27 年 6 月 30 日
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定）に基づき、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所（東京都北区）を、独立行政法人酒類総合研究所広島事務所（広島県東広島市）内に移転することとする。

独立行政法人酒類総合研究所東京事務所の移転について

今般の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の決定にあわせて、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所(東京都北区)を、独立行政法人酒類総合研究所広島事務所(広島市東広島市)内に移転することを、まち・ひと・しごと創生本部決定しました。

(参考)独立行政法人酒類総合研究所の概要

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。

本部(広島事務所) (広島県東広島市鏡山3-7-1)

○ 業務内容:

- ・ 酒類の課税判定や品質、安全性の確保等のための分析・鑑定及び分析手法の開発
- ・ 分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査
- ・ 品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催
- ・ 酒類製造業者への醸造講習の実施(経験の浅い清酒製造従業員向けを除く)等

東京事務所 (東京都北区滝野川2-6-30)

- 業務内容: 酒類製造業者への醸造講習(経験の浅い清酒製造従業員向け)、広報誌の編集等

政府関係機関移転に関する有識者会議の開催について

平成27年8月7日
地方創生担当大臣決定

1. 趣 旨

政府関係機関の地方移転について、有識者の意見を聴取し、その検討に資するため、「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構 成

- (1) 会議は学識経験のある者のうちから、地方創生担当大臣が指名する委員から構成される。
- (2) 会議の座長は、地方創生担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (6) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、速やかに内閣官房まち・ひと・しごと創生本部のホームページにおいて公表する。

3. 庶 務

会議の庶務は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

政府関係機関移転に関する有識者会議 名簿

- 坂田 一郎 東京大学政策ビジョン研究センター長
工学系研究科・技術経営戦略学専攻 教授
- 角南 篤 政策研究大学院大学教授・科学技術イノベーション政策
プログラムディレクター代理（科学・産業技術政策論）
- 富山 和彦 （株）経営共創基盤代表取締役 CEO
- 牧原 出 東京大学先端科学技術研究センター教授（行政学）
- ◎増田 寛也 野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授
- 松原 宏 東京大学大学院総合文化研究科教授（経済地理学）、
産業構造審議会地域経済産業分科会会長

※ 50 音順（敬称略）

◎：座長

1 研究機関の場合

(1) 移転の効果（地域への波及効果、機関の機能確保・向上）

東京圏等現在地にある場合との中長期の観点から比較したメリット・デメリットを検討

① 研究能力の確保・向上

（評価の視点）

- ・ 優秀な研究人材が確保できるか
- ・ 優れた研究環境が確保できるか
- ・ 研究資金が確保できるか
- ・ 研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携が確保できるか

（指標例）

- ・ 有力な研究機関・大学・研究者等の存在、研究実績
- ・ 地域の研究集積・研究施設の状況
- ・ 地域の民間・大学等の協力

② 研究成果の活用の確保・向上

（評価の視点）

- ・ 産学官連携をしやすい体制が確保されるか
- ・ 政策への反映を目的とした研究（レギュラトリーサイエンス等）について、行政との連携が確保できるか

（指標例）

- ・ 産学官連携研究・実用化や知的財産権の活用の実績
- ・ レギュラトリーサイエンスについて、政策への反映のフロー
- ・ 地域イノベーション関係施策への取組状況など受入自治体側の地域科学技術施策や体制

③ 地域の産業等への波及効果

（評価の視点）

- ・ なぜその地域か
- ・ 強みをもつ地域産業のポテンシャルを更に高めることが期待できるか

（指標例）

- ・ 産業の集積、他地域に比較した地域産業の強み

④ 運営の効率の確保

（評価の視点）

- ・ 業務執行に際して効率的な運営となるか

(2) 条件整備等

(評価の視点)

- ・ 施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか
- ・ 国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか
(施設を新たに整備する必要がある場合、国・独立行政法人の方針に沿ったものか等)
- ・ 職員の生活環境・住環境が確保されているか

(注) 東京圏外にある機関については、その機関の移転が東京一極集中の是正にどのように資するか

2 行政機関等の場合

(1) 移転の効果（地域への波及効果、機関の機能確保・向上）

東京圏等現在地にある場合との中長期の観点から比較したメリット・デメリットを検討

① その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか

（評価の視点）

- ・ 国会等の首都機能が東京圏にあることを前提として、その機関は東京圏になければならないものか

② 機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保

（評価の視点）

- ・ 当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか
- ・ 政策の企画立案・執行において、より高い効果が期待できるか
- ・ 当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか
- ・ 業務執行や企画立案において、府省庁間の連携が図れるか
- ・ 国会等への対応に支障をきたさないか

（指標例）

- ・ 政策の対象（企業、人、施設等）の集積
- ・ 予算執行・許認可件数等の集中度
- ・ 業務運営に係る国費や時間的コストの増減
- ・ その他その地域で業務執行、政策企画立案することによる具体的なコストとメリット

③ 地域への波及効果・なぜその地域か

（評価の視点）

- ・ 地域にとってどのような具体的な効果が期待されるか（効果発現のための前提条件は何か）

（指標例）

- ・ 具体的な効果を裏付けるデータ等

(2) 条件整備等

（評価の視点）

- ・ 施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか
- ・ 国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか（地方としてどのような条件整備の工夫ができるか）
- ・ 職員の生活環境・住環境が確保されているか

（注）東京圏外にある機関については、その機関の移転が東京一極集中の是正にどのように資するか

提案一覧（道府県別）

⑥

提案道府県	対象機関	提案の概要
北海道	農林水産研修所	研修所の移転(北見市もしくは北斗市)
	(独)情報処理推進機構	一部機能(セキュリティセンター等)の移転 (セキュリティセンターの業務を切り分け、サテライトオフィスを北海道に設置。IT関連で遠隔的な業務が可能な、セキュリティ関係の情報収集、分析等の研究部門や、試験センターの運営部門を移転)
	(独)医薬品医療機器総合機構	地方拠点(薬事戦略相談機能を有する北海道支部)の設置
	観光庁	国会対応等の官房機能以外の実施業務すべての移転(特に国際観光部門)
青森県	(独)海洋研究開発機構	人材育成機能の一部の移転(JAMSTECの研究者が地元の大学で講義を行うとともに、JAMSTECの人材育成に係る事務的窓口を移転)
岩手県	(独)防災科学技術研究所	災害リスク研究ユニットの移転
	(独)水産総合研究センター	水産総合研究センター養殖部門(中央水産研究所経営経済研究センター)の移転
	(独)森林総合研究所	漆に関する研究分野の移転
	森林技術総合研修所	本所及び林業機械化センター(群馬県沼田市)の移転
	(独)国立文化財機構	機構の移転(そのうち、文化財に関する調査や研究等を行う機能の岩手県での拠点の整備)
宮城県	(独)水産総合研究センター	開発調査センターの移転
	環境調査研修所	研修所の全部移転
秋田県	(独)宇宙航空研究開発機構	相模原キャンパスのうち、ロケットエンジン部門の移転
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	生物系特定産業技術研究支援センターのうち、水田生産システム研究部門の一部研究機能(水田農業に関するもの)の移転 中央農業総合研究センターのうち、水田輪作システム研究部門の一部研究機能(水田農業に関するもの)の移転
	(独)教員研修センター	センターの機能の一部移転
山形県	(独)国立がん研究センター	メタボローム研究分野(遺伝医学研究分野)の研究拠点の設置
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	食品機能研究領域、食品素材科学研究領域、食品工学研究領域の研究機能の移転

提案道府県	対象機関	提案の概要
福島県	(独)放射線医学総合研究所	放射線医学総合研究所の機関全体の移転
	(独)農業環境技術研究所	放射線量の低減化、環境中の放射性物質の動態に関する研究機能の一部移転
	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	東北地方におけるファンディング機能を担う支所の設置(ロボット・機械システム部)
		東北地方におけるファンディング機能を担う支所の設置(エネルギー・環境本部)
	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド、国際産学連携拠点、情報発信(アーカイブ)拠点の実施主体としての機能を担う支所の新設
	(独)医薬品医療機器総合機構	支所の設置(相談業務、審査業務、QMS適合性調査、GLP調査業務の移転)
茨城県	(独)理化学研究所	光量子工学研究領域(和光)の移転
	(独)科学技術振興機構	機構の移転
	(独)産業技術総合研究所	東京本部の移転
	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術本部ロボット・機械システム部の移転
	消防大学校	消防大学校(消防研究センター含む)の移転
栃木県	(独)理化学研究所	光量子工学研究領域の移転 (光量子工学研究領域のうち、栃木県の光技術産業に関する企業や大学との連携により研究開発の機能強化が図られる機能の一部を移転)
	森林技術総合研修所	本所の移転
	農林水産政策研究所	研究所の移転
	(独)中小企業基盤整備機構	機構(SMRJ)の移転
群馬県	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所の移転
	国立社会保障・人口問題研究所	研究所の移転
	森林技術総合研修所	本所の移転
	国土交通大学校	小平本校の移転
	(独)国立公文書館	保管機能の設置
新潟県	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所の移転
	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油開発技術本部センターの移転
	(独)工業所有権情報・研修館	知財人材部及び知財活用センターが行う業務の移転

提案 道府県	対象機関	提案の概要
富山県	消防大学校	消防研究センター火災災害調査部の移転
	(独)教員研修センター	小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修、英語教育海外派遣研修、及びキャリア教育指導者養成研修の開催及び機能の移転
	国立医薬品食品衛生研究所	薬品部の移転
	(独)医薬品医療機器総合機構	ジェネリック医薬品等審査部及び国際部(アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンターを含む)の移転
石川県	(独)情報通信研究機構	セキュリティ分野(ネットワークセキュリティ研究所及びサイバー攻撃総合研究センター)の移転
	(独)産業技術総合研究所	炭素繊維関連の研究機能の一部移転
	農林水産研修所	本所の移転(研修内容の追加・変更による研修の機能強化含む)
	(独)国立美術館	東京国立近代美術館工芸館の移転
福井県	(独)理化学研究所	仁科加速器研究センター 生物照射チームの移転 (地方公共団体の研究機関として育種目的のビーム照射施設を唯一運用する若狭湾エネルギー研究センターの利点を活用し、植物の品種開発を進めるため、生物照射チームの機能を移転。)
	(独)水産総合研究センター	「海洋生物資源国際研究センター(仮称)」の新設と併せ、本部研究推進部の機能の一部及び日本海区水産研究所を移転
	(独)産業技術総合研究所	つくばセンター(エネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域)の移転 (福井県の地域産業と結びつく分野の研究者を福井県工業技術センターに受け入れ、同センターの研究員等と連携し、共同研究を実施)
	国立教育政策研究所	教育課程研究センターの移転
	(独)教員研修センター	教育課題研修課の移転又はセンターが行っている研修の一部の実施
	(独)国立青少年教育振興機構	青少年教育研究センターの移転
山梨県	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	機構の移転
	森林技術総合研修所	研修所の移転(一部移転)

提案 道府県	対象機関	提案の概要
長野県	(独)防災科学技術研究所	御嶽山噴火災害を踏まえ地震・火山防災ユニットの一部を木曾町へ移転(火山研究に関する部分)
	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所の「健康長寿のまち」佐久市への移転
	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部を信州大学農学部のある伊那市に移転
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	果樹研究所本所の千曲市への一部移転(「品種育成・病害虫研究領域」・「栽培・流通利用研究領域」の一部移転により「アズキ・モモ等核果類研究領域」を新設)
	(独)産業技術総合研究所	ナノチューブ実用化研究センターの長野市への移転(ナノチューブ技術に関する信州大と連携した研究環境の整備)
	(独)産業技術総合研究所	生命工学領域(臨海副都心センター)の飯田市への移転(移転を通じたバイオ産業拠点の形成)
	(独)国際協力機構	駒ヶ根市にある青年海外協力隊訓練所への協力隊事務局の一部(国内グループ)移転(併設)
	森林技術総合研修所	本所を塩尻市へ移転(長野県林業総合センターと同一敷地に設置)
	自衛隊体育学校	高地トレーニングが可能な上田市へ、自衛隊体育学校第2教育課の一部機能を移転又は合宿機能の設置
特許庁	審査部門の軽井沢町への一部移転(地方拠点の設置)	
岐阜県	(独)情報通信研究機構	起業支援等関係部門の移転
	(独)宇宙航空研究開発機構	調布航空宇宙センターの移転 相模原キャンパスの移転
	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部の移転
	(独)国際交流基金	日本語国際センターの移転
	国立教育政策研究所	研究所の全部移転
	国立保健医療科学院	科学院の全部移転
	森林技術総合研修所	研修所の全部移転
	農林水産政策研究所	研究所の全部移転
	(独)情報処理推進機構	IT人材育成本部の移転
(独)日本スポーツ振興センター	国立スポーツ科学センターの高地トレーニングエリア支所の新設	

提案道府県	対象機関	提案の概要
静岡県	(独)理化学研究所	光量子工学研究領域の移転
	(独)海洋研究開発機構	海洋掘削科学研究開発センター、地球深部探査センター、海底資源研究開発センターの移転
	(独)水産総合研究センター	本部、中央水産研究所、開発調査センターの移転
	(独)産業技術総合研究所	セルロースナノファイバーの研究拠点の設置
	消防大学校	消防大学校の移転又は実践的訓練機能等の移転
愛知県	(独)宇宙航空研究開発機構	航空技術部門の①構造・複合材技術研究ユニット、②飛行技術研究ユニット、③事業推進部航空産業協力課の移転
	(独)理化学研究所	光量子工学研究領域、産業連携本部、ライフサイエンス技術基盤研究センターについて、愛知県の産業界等と連携した研究開発を行うことに資する機能の一部を移転
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	花き研究所の移転
	(独)産業技術総合研究所	研究機能の一部(先進パワーエレクトロニクス研究センター)の移転
	(独)産業技術総合研究所	研究機能とコーディネート機能の一部(知能システム研究部門、ロボットイノベーション研究センター、生活支援ロボット安全研究センター)の移転
	(独)医薬品医療機器総合機構	薬事戦略相談機能の中部の拠点を愛知に設置
	(独)工業所有権情報・研修館	知的財産に係る人材育成機能の移転
三重県	(独)防災科学技術研究所	地震津波海域観測システム(DONET)に関連する部署の移転
	(独)水産総合研究センター	開発調査センターの移転
	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油開発技術本部のうち、メタンハイドレードに関する研究拠点の移転
	自治大学校	研修の一部(特に女性幹部育成についての研修)の実施
	(独)教員研修センター	センターが行っている研修の一部(例えば、中堅教員研修や外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修など)の実施
	森林技術総合研修所	本所の移転
	環境調査研修所	研修所の全部移転
	(独)国際観光振興機構	機構の全部移転
気象庁	観測・研究部門の移転	
滋賀県	(独)国立環境研究所	研究所の一部移転(湖沼環境分野)

提案道府県	対象機関	提案の概要
京都府	(独)情報通信研究機構	ワイヤレスネットワーク研究所の移転
	(独)理化学研究所	脳科学研究等（脳科学総合研究センター）の一部機能の移転
	(独)放射線医学総合研究所	放射線科学領域における基盤技術開発機能の移転
	(独)国際観光振興機構	本体の移転
	文化庁 (独)国立美術館 (独)国立文化財機構 (独)日本芸術文化振興会	文化庁及び文化関係独立行政法人の移転 (文化庁及び(独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)日本芸術文化振興会それぞれの事務局の京都への移転)
大阪府	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所の移転
	(独)医薬品医療機器総合機構	再生医療分野の審査機能の関西支部への権限移譲
	特許庁 (独)工業所有権情報・研修館	西日本を対象とする特許審査拠点 知財活用支援センター知財戦略部及び研修部
	中小企業庁	中小企業庁の全部移転
兵庫県 (1/2)	(独)日本医療研究開発機構	機構の移転
	(独)物質・材料研究機構	ナノスケール材料部門等Spring-8を利用する研究部門の移転 (ナノスケール材料領域、環境・エネルギー・資源材料領域(高性能発電・蓄電用材料の研究開発等)、先端の共通技術領域(新物質設計シミュレーション手法の研究開発等))
	(独)防災科学技術研究所	社会防災システム研究領域の移転
	(独)理化学研究所	関西本部の設置
	(独)海洋研究開発機構	地震津波海域観測研究開発センター、海底資源研究開発センター、地球内部物質循環研究分野、海洋掘削科学研究開発センターにおける「海底火山の観測・研究」に関連する機能
	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部の移転
	(独)産業技術総合研究所	東京本部の移転
	(独)国際協力機構	機構の移転
	消防大学校	消防大学校の移転 消防研究センターの移転
	科学技術・学術政策研究所	研究所の移転
	国立教育政策研究所	研究所の移転
農林水産研修所	研修所の移転	

提案 道府県	対象機関	提案の概要
兵庫県 (2/2)	(独)情報処理推進機構	機構の一部移転(セキュリティセンターを除く部門)
	気象大学校	気象大学校の移転
	環境調査研修所	研修所の全部移転
	(独)国立特別支援教育総合研究所	研究所の移転
	(独)国立病院機構	本部機能の移転
	(独)日本貿易振興機構	機構の移転
	観光庁	観光庁の移転
奈良県	(独)産業技術総合研究所	生命工学領域(臨海副都心センター)の移転
和歌山県	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	機構の移転
	総務省統計局	総務省統計局の移転
	(独)統計センター	センターの移転
鳥取県	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	果樹研究所の一部機能(梨育種(研究員2~3名))の移転
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転
	(独)統計センター	統計編成部「統計編成主幹」の移転 (マンパワーによる集計機能や自由回答の集計機能を担う統計編成部統計編成主幹の移転)
島根県 (1/2)	(独)物質・材料研究機構	特殊鋼の研究開発を行う地方拠点の設置
	(独)宇宙航空研究開発機構	次世代航空機の研究開発を行う機能の拠点の設置
	(独)海洋研究開発機構	西日本拠点の設置(特に海底資源研究センター)
	(独)国立長寿医療研究センター	研究所の地方拠点の設置
	(独)水産総合研究センター	研究を実施し、成果を各地域に普及させる機能の移転(中央水産研究所経営経済研究センター及び資源管理研究センター・開発調査センター)
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	食品総合研究所の加工技術の研究拠点の設置
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	果樹研究所の地方拠点の設置
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	花き研究所の実証を行う地方拠点の設置
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	畜産草地研究所の草・餌の研究機能の一部の移転

提案 道府県	対象機関	提案の概要
島根県 (2/2)	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	メタンハイドレードの研究開発拠点の設置
	(独)国際協力機構	開発途上国の行政官等を対象とした青年研修等の研修機能(研修の企画・立案、実施等の機能)の一部移転
	自治大学校	人材育成の機能(特に中山間地域の自治組織にかかる研修機能)の移転
	情報通信政策研究所	新技術の開発、人材育成を行う地方拠点の設置
	農林水産研修所	研修所の移転
	森林技術総合研修所	本所の移転
	農林水産政策研究所	農林水産政策全般に関する地方拠点の設置
	(独)情報処理推進機構	人材育成、IT製品の開発を行う地方拠点の設置
	国土技術政策総合研究所	都市研究部の分室の設置
	(独)国立特別支援教育総合研究所	本部の移転又は西日本拠点施設の設置
	(独)国立青少年教育振興機構	本部の移転又は西日本拠点施設の設置
岡山県	(独)理化学研究所	バイオリソースセンターの西日本拠点の新設
		ライフサイエンス技術基盤研究センターの移転
	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所の移転
	国立教育政策研究所	研究所の移転
	森林技術総合研修所	森林技術総合研修所(林業機械化センターを含む)の移転
	農林水産政策研究所	研究所の移転
	(独)情報処理推進機構	機構の移転
	自衛隊体育学校	自衛隊体育学校の移転
	(独)国立特別支援教育総合研究所	研究所の移転

提案 道府県	対象機関	提案の概要
広島県	(独)理化学研究所	広島大学が所有するイノベーションプラザを活用したライフサイエンスチームの誘致
	(独)国際協力機構	研究部門の移転
	自治大学校	大学校の移転又は平和に関するカリキュラムの一部実施
	防衛大学校	大学校の移転
	自衛隊体育学校	一部機能の移転(西日本におけるアスリート育成の拠点設置)
	(独)医薬品医療機器総合機構	医薬品等承認審査業務部門及び相談業務部門の広島支部の設置
山口県	(独)宇宙航空研究開発機構	機構の有する防災関連の衛星(だいち2号・後継機等)の受信・情報処理・データセンターなどの誘致
	(独)水産総合研究センター	下関市への経営経済研究センター、資源管理研究センター、水産物応用開発研究センターの移転
	防衛装備庁艦艇装備研究所	艦艇装備研究所の移転
徳島県	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	食品総合研究所の食品機能研究領域、食品工学研究領域の全部移転
	情報通信政策研究所	研究所の全部移転
	農林水産研修所	本所の全部移転
	森林技術総合研修所	研修所の全部移転
	消費者庁 (独)国民生活センター	消費者庁の全部移転(内閣府消費者委員会含む) センターの全部移転
香川県	(独)情報通信研究機構	ネットワーク研究本部(光ネットワーク研究所、ワイヤレスネットワーク研究所、ネットワークセキュリティ研究所)、ソーシャルICT推進研究センター、社会還元促進部門、産学連携部門、国際推進部門、産業振興部門の移転
	(独)海洋研究開発機構	戦略研究開発領域 地震津波海域観測研究開発センターの移転
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	野菜茶業研究所 つくば野菜研究拠点の移転
	環境調査研修所	研修所の全部移転
愛媛県	(独)海上技術安全研究所	流体設計系、流体性能評価系、構造安全評価系、構造基盤技術系、環境・動力系、EEDIプロジェクトチームの移転 及び附帯施設(曳航水槽、実海域再現水槽、操船リスクシミュレータ)の新設

提案道府県	対象機関	提案の概要
高知県	(独)防災科学技術研究所	観測・予測研究領域(地震津波の即時予測技術高度化研究)及び社会防災システム研究領域(災害リスク情報に基づく社会防災システム研究)の一部移転
	(独)理化学研究所	環境資源科学研究センターのうち、ケミカルバイオロジー研究グループ及び統合ゲノム研究ユニットの一部移転
	(独)海洋研究開発機構	深海・地殻内生物圏分野、海底資源研究開発センター、海洋生命理工学研究開発センター、地震津波海域観測研究開発センターの一部移転
	(独)水産総合研究センター	中央水産研究所のうち、水産遺伝子解析センターメタゲノム研究グループ又はその一部移転
	(独)森林総合研究所	複合材料研究領域の研究機能の移転 水土保全研究領域の研究機能の移転 林業工学研究領域の研究機能の移転
	(独)産業技術総合研究所	生命工学領域創薬基盤研究部門の一部移転
	(独)産業技術総合研究所	エネルギー・環境領域および地質調査総合センター地質情報研究部門のうち、海底鉱物資源およびメタンハイドレートに関する研究の一部移転
		地質調査総合センターのうち、地質情報総合研究部門(海溝型地震履歴研究グループ)の一部移転
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	金属資源技術部及びメタンハイドレート研究開発グループのうち、海底鉱物資源およびメタンハイドレートに関する研究の一部移転	
福岡県	(独)情報通信研究機構	情報通信系企業の創業・ベンチャー企業を支援する部門の移転
	(独)理化学研究所	工学、化学(ナノテクノロジー、有機エレクトロニクス)などの分野の移転(地方拠点の新設)
		疾患多様性医科学研究部門の移転
	(独)産業技術総合研究所	先進パワーエレクトロニクス研究センター(パワー半導体の信頼性研究機能、実装技術研究機能)及びロボットイノベーション研究センター(ロボット技術の安全性評価組織や研究成果の実用化研究機能)の一部機能の移転
		創エネルギー研究部門、省エネルギー研究部門、太陽光発電研究センターの移転
	(独)産業技術総合研究所	省エネルギー研究部門燃料電池材料グループ及び創エネルギー研究部門水素材料グループの移転
		人工知能研究センター(実用化研究機能)の一部機能の移転
	環境調査研修所	国際研修機能(教務課国際研修企画係及び国際研修企画専門官)の移転
(独)国立特別支援教育総合研究所	研究所の全部移転	
佐賀県	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部のうち、薬草、健康食品等に関する研究機能の移転
	気象大学校	気象大学校の移転
長崎県	(独)水産総合研究センター	水産工学研究所の移転
	(独)海上技術安全研究所	流体設計系、構造基盤技術系、海洋開発系、洋上再生エネルギー開発系、水中工学系の移転

提案道府県	対象機関	提案の概要
熊本県	(独)水産総合研究センター	中央水産研究所(資源管理グループ、資源環境グループ、生態系モデルグループ)、水産工学研究所及び西海区水産研究所有明海・八代海漁場環境研究センターの移転
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	次世代型施設園芸の研究拠点(地方拠点)の新設(生物系特定産業技術研究支援センター及びつくば野菜研究拠点(施設野菜生産技術に関わる研究開発部門)の移転)
	環境調査研修所	研修所の移転又は研修所機能の一部移転
大分県	(独)農業環境技術研究所	生態系計測研究領域、農業環境インベントリーセンターの移転
	(独)産業技術総合研究所	サービス観測・モデル化研究グループ、サービス設計工学研究グループの移転
	(独)国際交流基金	日本語国際センターの移転
	森林技術総合研修所	西日本の研修者を対象にした拠点の設置
	陸上自衛隊輸送学校	輸送学校の全部移転
宮崎県	(独)医薬品医療機器総合機構	地方拠点の設置
沖縄県	(独)海洋研究開発機構	海底資源研究開発センターの地方拠点の設置
	(独)産業技術総合研究所	創薬基盤研究部門の地方拠点
	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	「白嶺」の地方拠点の設置
	国立感染症研究所	感染症対策を講じる部門の地方拠点の設置
	(独)製品評価技術基盤機構	バイオテクノロジー部門生物資源の収集保存、機能性評価部分の移転

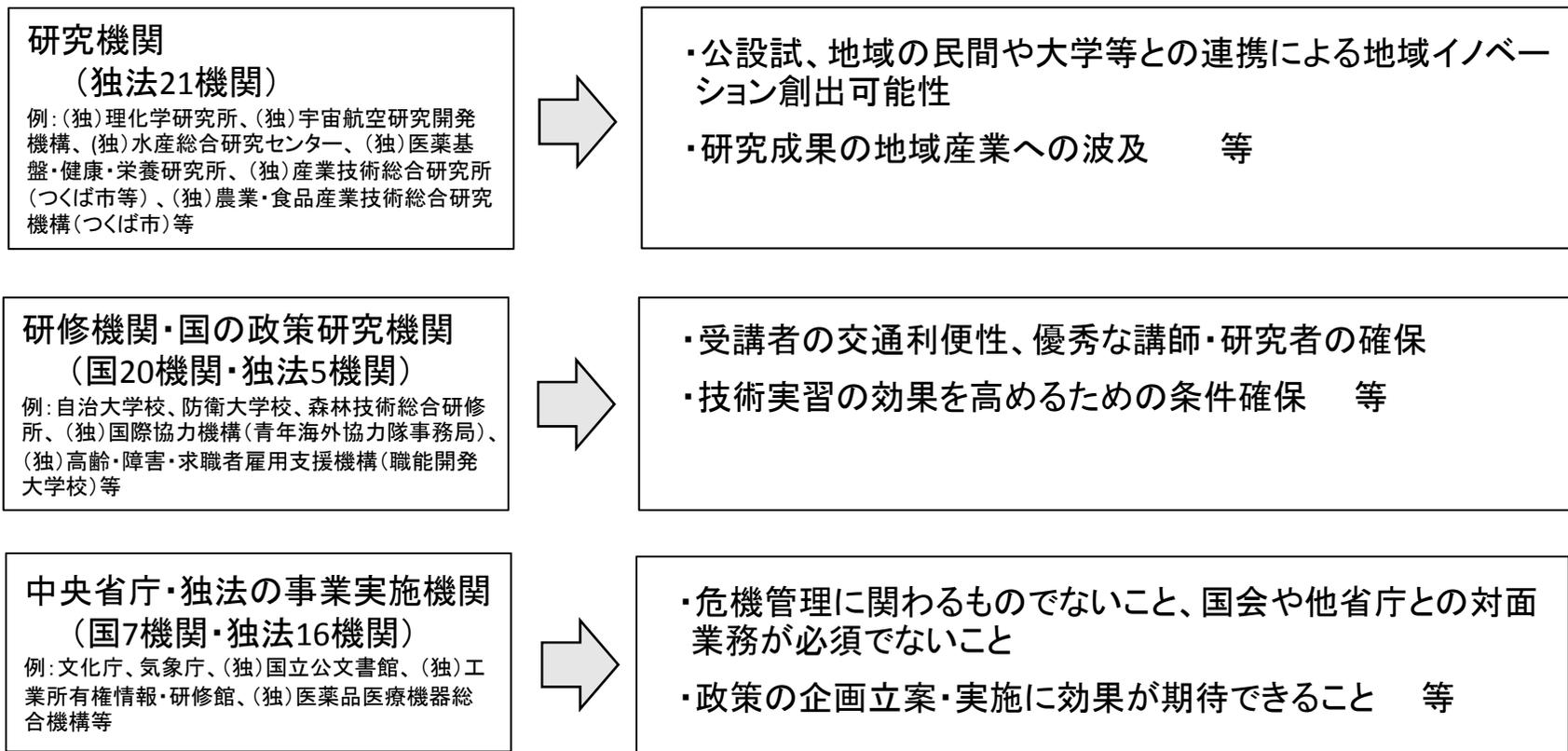
今後の検討方向

〈共通事項〉

- ①地域の自治体・民間等と連携して、又はそのポテンシャルを活かして高い効果が期待できるもの
- ②施設整備に係る国の新たな財政負担は極力抑制。組織・人員の拡充方向が出ているもの以外は、肥大化を抑制

〈類型ごとの検討事項〉

以下の条件を総合的に勘案して検討



「更なる精査を要する提案」に該当しないものの考え方

今般の政府関係機関移転の取組みは、「東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とする。」ものであり、また、政府機関としての機能が確保されむしろ運用いかんでは向上も期待でき、また、組織・費用の肥大化を招かないことを前提に検討するものである。（平成27年3月3日付「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」）

このため、道府県からいただいた提案のうち、この趣旨に沿わない提案については、今回の検討対象とはせず、この趣旨を踏まえた提案について、更に精査を進めることとしたい。

具体的には、以下に該当する提案は、今後の精査を進めない。

- ① 東京圏外の機関（つくばの研究機関を含む）に係る移転の提案であり、移転による機能の向上・デメリット極小化が明らかに見込まれないもの
- ② 官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や、中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関（中央省庁そのものの移転と一体の提案を除く）に係る提案、現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案、提案された機関の機能について現在当該機関が業務として行っていない提案
- ③ 連携する機関の集積や研究成果の蓄積がない等、その地域に移転することで、機能の確保・向上がほとんど見込めない提案
- ④ 移転・集約化などによらない全くの新設など組織費用の増大が顕著な提案（既に新設、拡充の方向が出されているものを除く）
- ⑤ 提案内容の具体性が乏しく、移転の効果等について具体的に判断できない提案

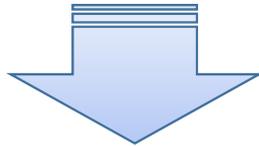
政府機関(研究機関)の移転について

地方創生に資する研究機関移転のあり方

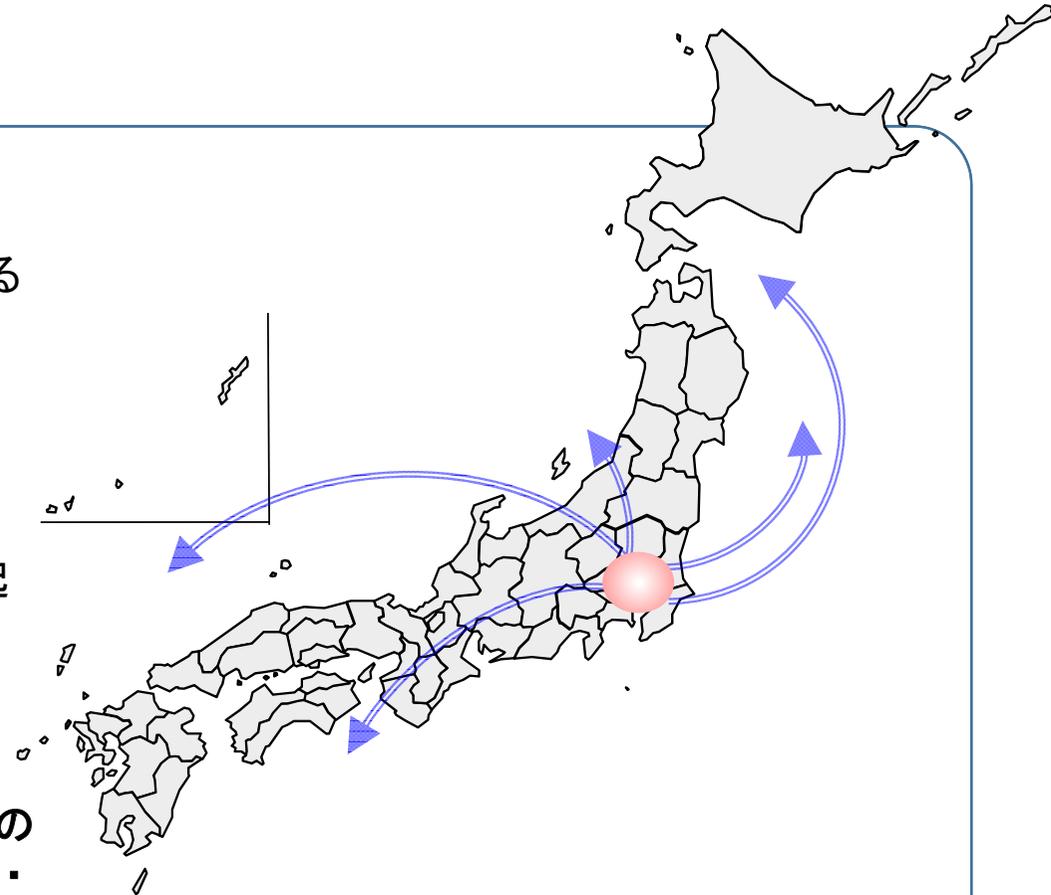
地方創生を果たすためには、地域の“強み”を伸ばし、地域ごとの特色を活かした社会の実現や競争力の向上を図ることが重要。

そのため、地域大学、公設試、企業等における研究や技術の蓄積、集積や地域の特徴ある取り組み等を生かす形で、国の研究機関が連携していくことが必要。

これにより、知識のクラスターの集積・ネットワークの高度化や産業集積の更なる向上を図ることでイノベーションを起こし、新たな産業・雇用の創出を目指す。



- 国、自治体が協力して新たな産学官連携を構築し、国の研究機関、地域企業、大学等と知見の融合や共同研究・委託研究、更には事業化に向けた研究開発等を実施。



政府機関(研究機関)の移転について

移転を行う場合の懸念事項

研究機能・国際競争力の低下

- つくば等すでに知識の集積がなされている地域における集積メリットの喪失
- 融合研究の推進が困難(他分野と有機的な連携がある研究機関の移転)
- 研究連携の喪失、研究者の流出・離散等による研究水準の低下
(多数の研究機関、大学が集積し、外国人研究者の受入環境も整っている東京圏から移転)
- 集中した取り組みにより、世界最先端の研究展開、研究成果の最大化を目指す研究機関における研究活動の停滞、損失
(国立研究開発法人法の設立趣旨等に照らして、オールジャパンの先導的・牽引的な取り組みの分散につながる移転) 等

コスト

- 多額の投資、移転期間中の時間的コストに対する合理的な理由が必要
 - ・移転に伴う国費負担とその同額を最先端研究へ投資することの費用対効果の比較
 - ・金銭・時間のコストは研究施設、設備、機器や職員の住環境整備等も含め膨大。
 - ・移転の期間中に研究が滞るという懸念や、研究の継続性が喪失するという懸念にどう対応するか。
 - ・新設よりも移転の方がコストが高くなる傾向
 - ・特殊な機能を有する建物、機器の整備が必要 等

移転を行う場合、上記のような懸念も勘案し、国として最善の選択を行うことが必要

独・フラウンホーファー協会から得られる示唆

フラウンホーファー協会の概要

- 独における産学連携の牽引協会（association）であり、1949年に創設。現在、傘下に66か所の研究所を所有。
- 総事業費は約20億ユーロ（約2,800億円（2013年））政府が約3割、産業界収入が約4割、連邦政府からの研究プロジェクト収入が約3割。

フラウンホーファー協会の特徴と示唆

- 研究所ごとに、連邦政府と州政府からの資金集めの仕組みをルール化
事業規模に占める産業界収入割合が 25%~55%の場合 → 政府の支出は産業界収入の40%措置
25%以下あるいは55%以上の場合 → 政府の支出は産業界収入の10%措置
- 研究所のすべての所長は大学教授も兼任、これにより、大学教授が指導を行っている博士課程大学院生やポスドクといった若手研究者が研究所の活動に参画しやすい環境。
- 研究所の運営は、企業が期待する研究テーマを遂行、これにより、企業に役立つ研究を進めることができるとともに、若手研究者の論文執筆や研究指導を行いながら、企業にとって魅力ある高度専門人材を輩出することが可能（実際に、この若手人材が、独全体における大学からの知識移転の核となっている模様。）

独全体のイノベーションに関連する他の代表的な研究関連の協会(association)（参考）

【マックス・プランク協会】

- ・ 主に基礎研究の実施組織体であり、1911年に創設（当初は、カイザー・ウィルヘルム学術振興協会）
- ・ 質の良い論文の生産では米国ハーバード大学に次いで世界第2位であり、ノーベル賞の榮譽にも17名輩出（2013年現在）。
- ・ 傘下に87の研究所がある。

【ヘルムホルツ協会】

- ・ 大規模研究開発を実施する組織体として、2001年に創設（前身組織は1970年頃から緩やかに形成）。
- ・ 国家規模のビックプロジェクトを担う機関が多く、傘下に18の大きな研究組織がある。

※フラウンホーファー協会とヘルムホルツ協会に対する政府支援分については、連邦政府と州が9:1の割合で負担。なお、日本と独では国と地方の権限等が異なる。

研究機関に関する地方移転の具体案

移転については、提案自治体の強み(地域大学、研究機関、企業の集積等)、環境整備について十分な検討をした上で、懸念事項に留意し、研究機関の研究水準の維持・向上が期待できるための方策やイノベーションを起こすことでその地域に新たな産業を創出するための方策を考える必要がある。

研究機関の移転に伴う人材活用

移転することとなる研究機関の研究者が地域の大学、民間企業、公設試験場の研究者と一体となった研究拠点を構築することが重要であり、このため移転機関への重層的な支援をすることで、厚みのある政府機関移転の実現と日本全体の研究環境の向上を図る。

- クロスアポイントメント制度の幅広い活用
- ポストドクター人材の活用
- 目利き人材の活用及び新たな投資を呼び込む体制を構築するためベンチャーファンド・地域金融機関等との連携

地方移転を円滑に進めるための関係機関による協議の場の設置

- 成果を生み出すためには、地域やテーマ毎に産学官連携の青写真について具体的かつ十分な検討を行うことが必要。入口から研究成果、延いては産業創出といった出口を見据えた戦略が重要であり、コンセプトを煮詰めることが成功のポイントとなる。そのために、提案自治体、対象研究機関のみならず、例えば、地元企業、金融機関等を含めた構成員による地方移転を具体化するための協議の場を設置することが必要。

移転の具体案 (あらゆる可能性を考慮し、以下のようなバリエーションも検討。)

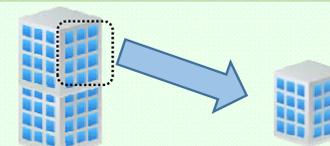
研究者の移転

- 地元企業・大学等へ研究機関に所属する研究者を併任(クロスアポイント等の活用)により移転させることで研究の一層の推進を図る。



拠点機能の拡充

- 提案された地域に研究機関の研究拠点等がある場合、自治体・地元企業・大学等と連携し、その充実により新たな産学官連携の取組を実施することで拠点機能を拡充。



連携拠点の形成

- 自治体・地元企業・大学等と研究機関とが連携してその地域で拠点を形成。



研究機関に関する地方移転の具体案

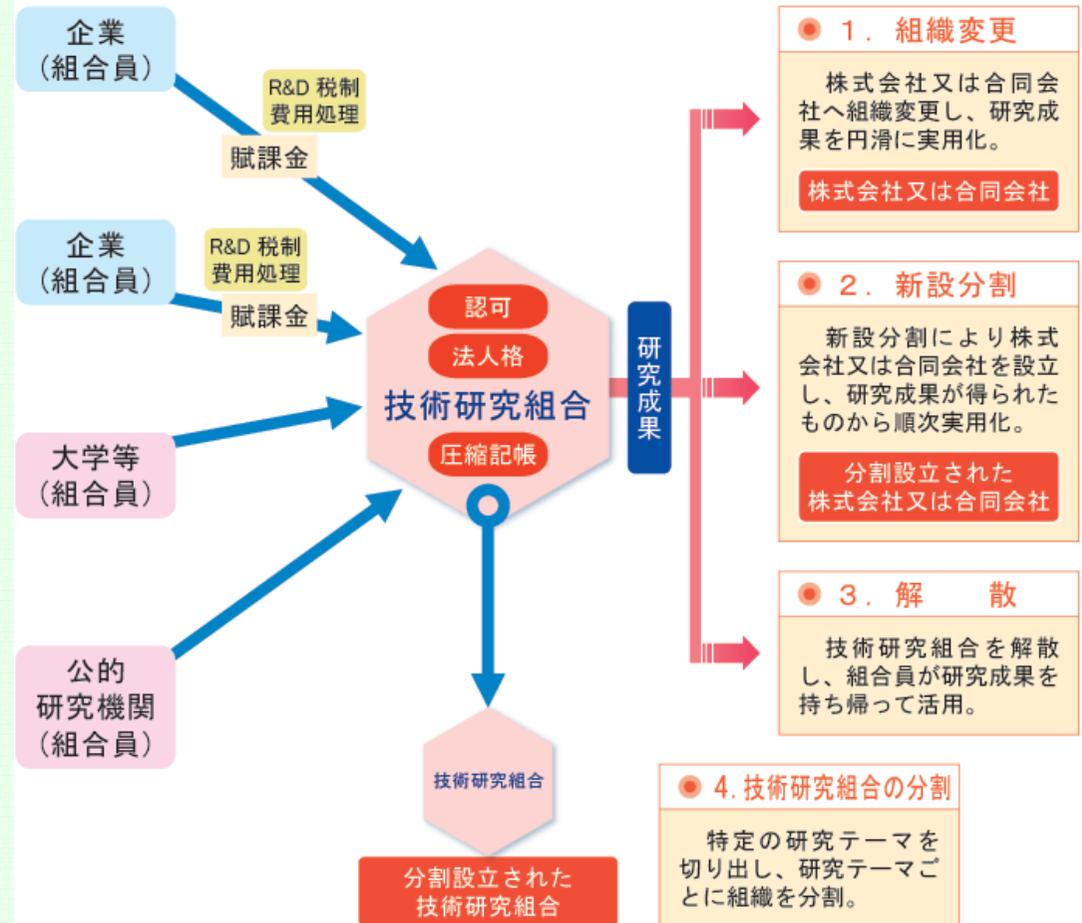
技術研究組合

- 技術研究組合は、産業活動において利用される技術に関して、組合員が自らのために共同研究を行う相互扶助組織（非営利共益法人）。各組合員は、研究者、研究費、設備等を出しあって共同研究を行い、その成果を共同で管理し、組合員相互で活用。

・ 地元企業をはじめ自治体、研究機関や大学等が組合員となり、自らのために共同研究を行う技術研究組合を形成

・ 研究開発成果を活かし、事業化へ

技術研究組合制度の概要



大韓民国の首都機能移転について（調査結果）

大韓民国においては、ソウルから 138 km の場所に行行政中心複合都市「世宗市」を建設し、2012 年以降、大統領府及び危機管理に関する一部の省庁を残し、大部分の中央省庁を世宗市に移転しているほか、盧武鉉大統領時代の 2004 年、国家均衡発展を目的として、「国家均衡発展特別法」が制定され、翌年、中央省庁以外の政府関係機関（研究機関、公社・公団、特殊会社等）を全国均等配置を行う「公共機関の地方移転計画」を閣議決定し、現在取組みが進行中である。

この「公共機関の地方移転計画」の内容、現状における評価等について、在韓日本大使館を通じて調査したところ、概要以下のとおりである。

1 目的・対象機関

国家均衡発展を目的とし、地域戦略産業との連携・産業クラスター構築を目指す。首都圏に所在する政府関係機関が対象となるが、以下のものは対象外。

①中央省庁

②首都圏を管轄区域とする機関や首都圏住民対象の行政サービス等を行う機関

③その他首都圏に所在することが不可避な機関（移転費用が期待効果に比べて大きいもの、主な相手が中央省庁など顧客部署が残留するもの等）

2 移転先

12 の道・広域市のうち首都圏、大田広域市を除く 10 の道・広域市に、均等配置。地域の誘致希望を聞きながら、衡平性の原則、効率性の原則に基づき、機関の人数、予算規模、機関ごとの業務内容の関連性等を考慮。発展が遅れている道には広域市よりも多くの機関を配置。

なお、移転計画案を作成するため、行政組織として国家均衡発展委員会を設置。移転・残留機関の分類、機関の機能群の分類、衡平性確保のための配置基準等については、同委員会内の公共機関地方移転特別委員会（政府各部署・政策研究機関の職員、民間専門家により構成）で審議。

3 移転の現状と評価

李明博政権任期中に移転を進めることについての議論があり約 2 年の空白があったが、それ以外はほぼ計画通り進捗し（したがって、当初予定よりも約 2 年遅れ）、現在ほぼすべての機関が移転完了又は着工となっている。

現在、第一歩を踏み出したばかりであり、成果を評価する段階にないが、既に移転完了した機関については、要求水準に見合った最適人材がみつからないという問題が発生している。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

政府関係機関の地方移転に係る対応方針

1 今般の政府関係機関の地方移転の目的を踏まえた検討の基本方針

今般の政府関係機関の地方への移転の取組は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」に基づき、東京一極集中を是正する観点から、道府県等からの提案を踏まえ検討を行うものである。

検討にあたっては、提案された機関の移転について、地域の発展の観点から「しごと」と「ひと」の好循環の促進に資するものかという点とともに、政府機関としての機能の維持向上が図られるかや移転に伴う組織・費用の肥大化を招かないかなどという点も総合的に考慮することが重要となる。

このため、①全国の中で、なぜそこに行くのか、②その機関が移転することによって地域の発展につながるか、③そこに移転することによって、その機関のミッションを踏まえ、全国を対象とした国の機関としての機能の維持、向上が期待できるか、④地域における自治体・民間等がどのような協力・受入体制を用意するか、といった点について、国の新たな財政負担は極力抑制し、組織・人員の拡充方向が出されているもの以外は肥大化を抑制することを前提に、道府県等からの提案を、できるだけ道府県等の立場に立って検討を進めた。

その際、研究機関、研修機関、中央省庁では、機関の性格上、検討の視点が大きく異なることから、上記の共通的な観点を前提に、それぞれ以下の方針で検討を行った。

(1) 研究機関

それぞれの機関のミッションを踏まえ、地域イノベーション創出の可能性や研究成果の地域産業への波及が期待できるかとの観点から、国の機関としての機能を維持・向上することができるかという点を勘案しつつ検討を行った。

具体的には、①研究機関や研究者の能力や民間の技術力の現状・今後の見通し、②移転先における産学連携体制、研究施設の整備状況、地元自治体の支援体制等を踏まえて、その地に移転することにより、地域の

公設試、大学、民間との連携による地域イノベーションの創出が期待できるかの観点を基本としつつ、その地域のみならず国全体として研究能力の確保・向上が見込めるもの（研究分野・内容等を個々具体的に検討）については、移転に伴う懸念事項（研究集積のメリットの喪失、現在の研究連携の喪失、優秀な研究者の流出、コストの増大等（特につくばの研究機関においては、この観点を重視））に留意しながら、組織全体の移転以外にも機能の移転の様々な方法についても検討した。

（なお、上記の機能移転の方法としては、例えば、クロスアポイントメント制度を活用した研究者の移転、研究連携拠点の形成、既にある研究機関の地方拠点の拡充、共同研究の組成などが挙げられる。）

（具体的には、11月6日有識者会議資料5参照）

（2）研修機関等

それぞれの研修等の目的・対象ごとに、研修の効果及び効率性を損なわないことができるかとの観点を基本としつつ、研修をその地で行うことによる研修への付加価値等を勘案して検討した。

具体的には、主に中央省庁の職員を対象として当該省庁職員が講師となることが多い研修等については、当該省庁の近隣以外の立地で効果・効率の確保・向上は期待しにくい一方、研修等の対象者として、全国から受講生を集めるものについては、受講者の利便性が著しく損なわれないこと、研修効果を維持できるだけの講師が確保できること（講師の利便性が著しく損なわれないこと）の観点を基本とし、その地域ならではの研修内容（全国的にみて優れた取組として認知され、かつ全国に汎用性のあるもの）を勘案して検討した。

また、研究機器や特殊な施設を必要とする研修等については、地域において研修等に必要な施設の用意があるものについて移転を検討した。

なお、全部移転が適当でない場合においても、自治体・民間等の協力・受入体制の用意等により国費の増嵩を抑制しつつ、研修等の一部については ICT の活用等により同等の効果が期待できるもの又はその地域ならではの価値の高い研修内容の説明が可能なものは、地方での研修等の一部実施について検討を行った。

2 道府県等からの提案に対する考え方と今後の進め方

① 1の検討の基本方針に基づき、道府県等からの提案について、事務

局ヒアリング及び道府県等と関係省庁等との意見交換を踏まえ、「具体的検討を進める提案」とされたもの（別紙1）については、具体化に向けた論点・検討課題を中心に関係者間（提案道府県、関係市町村、地元大学・研究機関等と、関係府省庁、対象機関等）で更なる詳細な検討を行い、これを踏まえて今年度末までに成案を得ることを目指す。

なお、これに該当することとされなかった「別紙1以外の提案」（別紙2）についても、提示された論点を踏まえて地元受入体制等の用意が図られ、具体的な検討に入ることを道府県が希望するものについては、引き続き検討を行う。また、地方創生の観点から意義のあるものについては、各府省庁において可能な限り業務運営上の配慮がなされることを求める。

- ② 今年度末に政府関係機関の地方移転の基本方針を決定するに当たっては、地方創生に資する施策との連携、特に研究機関については、地域の研究機関・民間等との連携による地域イノベーションの進展に資するよう関係施策との連携について併せて検討する。

また、今後の政府関係機関の新設等に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地となるよう、各府省庁の検討を求める。

- ③ 中央省庁に係る地方移転の検討については、別途、論点整理を踏まえ、今年度末までに成案を得ることを目指す。

具体的検討を進める提案

1. 研究機関(独立行政法人12機関)

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
(独)情報通信研究機構	石川県	セキュリティ分野(ネットワークセキュリティ研究所及びサイバー攻撃総合研究センター)の移転	北陸StarBED技術センターを活用し、地域の研究機関との具体的な研究連携体制の構築。	対象機関の「北陸StarBED技術センターを通じた、石川県内の大学や企業との間の研究連携体制の具体的なあり方を検討。
	京都府	ワイヤレスネットワーク研究所の移転	ユニバーサルコミュニケーション研究所を活用し、地域の研究機関等も含めた具体的な研究連携体制の構築。	けいはんなに所在する対象機関の「ユニバーサルコミュニケーション研究所」を通じた、ワイヤレスネットワーク研究所を含めた対象機関の研究成果と京都府の希望するICT等の活用によるスマートシティづくり等との間の研究連携体制の具体的なあり方を検討。
(独)宇宙航空研究開発機構	岐阜県	調布航空宇宙センターの移転	各務原市の科学館における教育・人材育成について、その具体的な連携体制の構築。	(調布航空宇宙センターの移転) 対象機関は、飛行シミュレータと実験用航空機を一体運用してデータ検証等を行っており、岐阜県にはそのようなことを可能とする用地確保の見通しが無い。また、実験用プロペラ航空機による飛行試験を実施するためには自衛隊機や民間機の航行の支障とならない海上空域が必要となるが、岐阜県内では適切な空域を確保できる見通しが無い。さらに、対象機関には大型風洞や大型エンジン設備などの高価で多数の設備(1千億円規模)があり、移転・新設の費用の捻出に懸念がある。
		相模原キャンパスの移転		(相模原キャンパスの移転) 対象機関は、多くの関東圏を中心とした研究ネットワークを構築し、東京大学等において学生指導等の教育活動を行っており、移転に伴う研究能力等の確保・向上に懸念があり、また、宇宙環境試験設備や衛星試験設備など高価で多数の設備(数百億円)があり、移転・新設の場合、費用の捻出や、移転に伴う「はやぶさ2」をはじめとした研究遅延の懸念があるが、各務原市の航空宇宙科学博物館におけるこれまでの実績を考慮し、航空宇宙分野における普及・理解増進活動の連携の具体化の可能性について検討。
	山口県	機構の有する防災関連の衛星(だいち2号・後継機等)の受信・情報処理・データセンターなどの誘致	各種衛星の受信・情報処理体制など、山口大学も含めた研究連携体制を構築。	宇宙政策における各種衛星の受信・情報処理体制の検討の中で、政策の方向性を踏まえ、地元受入体制の確保を前提に、具体的なあり方を検討。
(独)理化学研究所(1/2)	福井県	仁科加速器研究センター 生物照射チームの移転(地方公共団体の研究機関として育種目的のビーム照射施設を唯一運用する若狭湾エネルギー研究センターの利点を活用し、植物の品種開発を進めるため、生物照射チームの機能を移転。)	若狭湾エネルギー研究センターとの具体的な研究連携体制の構築	福井県・若狭湾エネルギー研究センターと理研・仁科加速器研究センターにおける加速器の特性の違いを考慮しつつ、現在進められている共同研究の内容・規模を充実させる視点で研究連携体制の具体化の可能性について検討。
	京都府	脳科学研究等(脳科学総合研究センター)の一部機能の移転	脳情報の可視化などに優位性があるATRなど、地域の研究機関等との研究連携体制の構築。	対象機関は、提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究の実績が少なく、京都府に関連分野の研究が必ずしも集積しているとはいえないが、対象地域には脳科学分野における一定程度のポテンシャルがあるため、共同研究の発掘に向けた具体化の可能性について検討。

具体的検討を進める提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
(独)理化学研究所 (2/2)	兵庫県	関西本部の設置	理化学研究所の関西本部の設置。	対象機関は和光における経営一元化等のガバナンス改革を行っていることに加え、関西には兵庫県に加え大阪府にもセンターを有することとの関係があり、兵庫県に本部を置くとの整理は困難。 他方、関西広域連合での研究機関連携やリサーチコンプレックス推進プログラムでの産官学連携事業の実施状況を踏まえて、大阪府にあるセンターとの関係性の整理や産学連携に関する兵庫県の十分な受け入れ態勢の整備の見直しなどがたつた場合には、産学連携の強化等の可能性について検討。
	広島県	広島大学が所有するイノベーションプラザを活用したライフサイエンスチームの誘致	広島大学との共同研究実績を踏まえ研究者の移転(クロスアポイント等の活用)を念頭に、研究連携体制を構築。	広島大学と対象機関とのこれまでの交流実績等を踏まえ、シナジーが生まれる共同研究を進めるため、研究連携体制の具体化のあり方を検討。
	福岡県	工学、化学(ナノテクノロジー、有機エレクトロニクス)などの分野の移転(地方拠点の新設)	九州大学・福岡市・理研の連携協定を踏まえ、研究者の移転(クロスアポイント等の活用)を念頭に、研究連携体制の構築。	理研・九大・福岡市の連携協定やトップ同士の良好なコミュニケーションを踏まえ、シナジーが生まれる共同研究の分野・内容の具体化のあり方について検討。
	福岡県	疾患多様性医科学研究部門の移転	久留米のバイオ分野の強みや環境整備の優位性を活かし、共同研究テーマなど研究協力の在り方を検討する協議の場の設置。	対象機関は、提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究の実績がほぼなく、久留米市における関連分野の研究集積は対象機関にとって魅力がある状況とはいえないものの、対象地域にはバイオ分野における一定程度のポテンシャルがあるため、共同研究テーマなど研究協力の具体化に向けた可能性について検討。
(独)海洋研究開発機構	青森県	人材育成機能の一部の移転(JAMSTECの研究者が地元の大学で講義を行うとともに、JAMSTECの人材育成に係る事務的窓口を移転)	現在ある八戸工業大学との連携協定を発展させ、海洋関係の人材育成に関する具体的な連携体制の構築。	限られた人員の中、16大学と連携協定を締結している現状を踏まえ、連携大学院の開設に向けた具体的な協力のあり方について検討。
	高知県	深海・地殻内生物圏分野、海底資源研究開発センター、海洋生命理工学研究開発センター、地震津波海域観測研究開発センターの一部移転	高知コアセンター等を活用した具体的な研究連携体制の在り方の可能性を検討するための協議の場の設置。	対象機関の「海洋研究開発機構高知コア研究所」と高知大学の「高知大学海洋コア総合研究センター」で共同運営する「高知コアセンター」等を活用した具体的な研究連携の可能性について検討。
(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	新潟県	国立健康・栄養研究所の移転	新潟大学魚沼基幹病院との研究連携体制を構築。	対象機関は多くの研究機関・医療機関の協力の下、長年にわたり疫学調査等を継続して行っており、移転するとその機能確保が困難。現在、新潟県には、栄養健康に係る研究が集積しているとは言いが、新潟大学を中心としたコホート研究の実績があることから、効果の上がる研究連携の可能性について検討。ただし、対象機関の本部が大阪にあることや、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、大阪府への移転を優先検討。
	大阪府	国立健康・栄養研究所の移転	移転地には連携可能な研究機関があり、地元受入体制の整備を通じて、移転による対象機関の機能の向上を図る。	大阪府には(独)医薬基盤・健康・栄養研究所の本部があり、対象地に国立循環器病研究センターが移転することや当該分野の研究拠点もあることを踏まえ、機能の確保や、移転に伴う弊害の最小化の工夫など地元受入体制の確保を前提に移転について検討。
	佐賀県	薬用植物資源研究センター筑波研究部のうち、薬草、健康食品等に関する研究機能の移転	地元受入体制の整備を前提として、コスメティック構想への薬用研の可能性等、連携協定を締結し、研究連携体制を構築。	対象機関はつくばの研究機関。薬用植物研究は自然条件を踏まえ、北海道、つくば、種子島で栽培試験を実施しており、つくばで栽培している植物が異なる栽培環境(気候、気温、地質等)で生育しない懸念があり、また、研究機能と圃場とは一体的なものであって研究機能の一部移転も困難であるが、玄海町薬用植物栽培研究所、九州大学をはじめとした地元大学、地元企業等と薬用研との研究連携の可能性について検討。

具体的検討を進める提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
(独)国立がん研究センター	山形県	メタボローム研究分野(遺伝医学研究分野)の研究拠点の設置	鶴岡市の支援を踏まえた慶應義塾大学との共同研究に係る研究連携体制の構築。	慶應義塾大学先端生命科学研究所が有する世界的なメタボローム解析技術を我が国のがん研究の拠点であるがん研究センターに役立たせる研究連携体制の具体的な在り方を検討。
(独)水産総合研究センター	宮城県	開発調査センターの移転	「宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場」等と水研センター東北水産研究所(塩釜)の研究連携体制の構築	対象機関は、遠洋・沖合漁業を中心に、全国各地の課題に対応しそれぞれの現地で研究開発を実施しており、全国への移転により移動の利便性が失われることのデメリットが大きい。28年度以降本格稼働する「宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場」等と水研センター東北水産研究所(塩釜)を拠点とし、現場の意向に沿って具体的な連携・協力体制の在り方を検討。
	静岡県	本部、中央水産研究所、開発調査センターの移転	地域の産学官連携組織への参加その他研究連携体制の構築。	地域の産官学による「海洋産業クラスター協議会」に参加し、共同研究、海洋産業の事業化、人材育成等への具体的な連携・協力体制の在り方を検討。
	福井県	「海洋生物資源国際研究センター(仮称)」の新設と併せ、本部研究推進部の機能の一部及び日本海区水産研究所を移転	海洋生物資源国際研究センターの開設に向け、具体的な連携・協力の構築。	平成30年度の開設を目指している「海洋生物資源国際研究センター」の設立にあたって、可能な連携・協力の在り方を検討。
	山口県	下関市への経営経済研究センター、資源管理研究センター、水産物応用開発研究センターの移転	水産総合研究センターが下関市にある水産大学校と統合することを契機に、相乗効果を発揮するための取組を実施。	対象機関が下関市にある水産大学校と統合することを契機に、相乗効果を発揮するための取組を実施。その際、対象機関が全国を対象とした研究機関であることや、太平洋海域を対象とした研究分野もあること等に鑑み、地元等との連携体制の検討と併せて具体的な在り方を検討。
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	鳥取県	果樹研究所の一部機能(梨育種(研究員2~3名))の移転	我が国全体の梨研究を担っている果樹研究所と、西日本・日本海側の拠点的な梨生産県である鳥取県等との連携・協力体制の構築。	我が国全体の梨研究を担っている果樹研究所と、西日本・日本海側の梨主産県である鳥取県に立地する同県試験場、鳥取大学との間で、国全体としての研究能力が高まる方向で、どのような研究連携・協力ができるか検討。
	愛知県	花き研究所の移転	県農業試験場東三河研究所との連携・協力体制の構築。	花き生産全国一位の愛知県と、産地の意向を踏まえた研究連携・交流を図るため、県試験場等との間の具体的な協力内容を検討。
	島根県	畜産草地研究所の草・餌の研究機能の一部の移転	産地を含む地元受入れ体制の整備と併せ、研究拠点を拡充。	地元受入れ体制の整備を前提に、近畿中国四国農研センター大田研究拠点において、肥育などの畜産研究の強化に向けた具体的な在り方について検討。
	香川県	野菜茶業研究所 つくば野菜研究拠点の移転	産地を含む地元受入れ体制の整備と併せ、研究拠点を拡充。	地元受入れ体制の整備を前提に、近畿中四国農研センター四国研究センター(普通寺市)の野菜研究の強化に向けた具体的な在り方を検討。

具体的検討を進める提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
(独)産業技術総合研究所	石川県	炭素繊維関連の研究機能の一部移転	炭素繊維産業等の競争力強化に資する地域連携拠点の設置。	産官学が集積・連携し炭素繊維産業の川中行程に強みをもつ石川県のプロセスイノベーション等に向けて、親和性の高い産総研内の関連研究部門等と公設試等との研究連携体制の具体的なあり方を検討。
	福井県	つくばセンター(エネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域)の移転(福井県の地域産業と結びつく分野の研究者を福井県工業技術センターに受け入れ、同センターの研究員等と連携し、共同研究を実施)	県内の公設試験場内に、大学、研究機関、企業等が集積する形で地域連携拠点を設置。	県内の産業集積を活用し、公設試と対象機関の研究連携による研究成果の実用化を促進したいという提案。公設試と対象機関との研究連携体制の具体的な在り方を検討。
	愛知県	研究機能の一部(先進パワーエレクトロニクス研究センター)の移転	名古屋大学で今後本格化するGaN(窒化ガリウム化合物)研究に関する連携体制を構築。	県の提案地域では連携候補となる研究機関・企業等との近接性が確保できず、機能維持が困難であるが、名古屋大学等での研究実績を踏まえ、名古屋大学で今後本格化する見込みのGaN(窒化ガリウム化合物)研究に対して、地元受入体制の確保を前提に研究拠点の設置を検討。
	福岡県	省エネルギー研究部門燃料電池材料グループ及び創エネルギー研究部門水素材料グループの移転	九州大学伊都キャンパスにおける水素研究に関する連携体制を構築。	県の当初の提案地域では連携候補となる研究機関・企業等との近接性が確保できず、機能維持が困難であるが、対象機関における九州大学伊都キャンパスでの研究活動と九州大学等をはじめとした研究集積との関係性を強化する方向で研究連携体制の可能性を検討。
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	福島県	イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド、国際産学連携拠点、情報発信(アーカイブ)拠点の実施主体としての機能を担う支所の新設	イノベーション・コースト構想の実現。	イノベーションコースト構想の実現に向けて具体的な方策を検討する中で、政府関係機関の移転・拠点設置等について結論を得る。
(独)海上技術安全研究所	愛媛県	流体設計系、流体性能評価系、構造安全評価系、構造基盤技術系、環境・動力系、EEDIプロジェクトチームの移転及び附属施設(曳航水槽、実海域再現水槽、操船リスクシミュレータ)の新設	中小造船関連産業が集積する愛媛県において、造船産業の技術力強化に向けた研究連携体制を構築。	対象機関の研究の特徴(分野を横断した一体的研究、行政との緊密性)や、提案地域に我が国造船分野の研究機能が必ずしも集積しているとは言えないこと等から、対象機関の一部の組織移転や水槽等の新設は困難であるが、地域の産官学が連携した体制の整備を前提に、地元の造船技術力強化のためにできる連携の在り方について、具体的内容を検討。
(独)国立環境研究所	滋賀県	研究所の一部移転(湖沼環境分野)	県琵琶湖環境科学研究センターとの、琵琶湖をフィールドとした研究連携体制を構築。	湖沼研究は様々な研究分野からなる総合研究であり、ひとつのプロジェクトに研究所内の複数の研究者の関与が必要であるなど分野全体での移転には懸念があるが、対象機関は主に霞ヶ浦を対象に、県琵琶湖環境科学研究センターは琵琶湖を対象に研究していることを踏まえ、我が国の湖沼研究の成果を最大限引き出すための研究連携体制の具体的な在り方を検討。

具体的検討を進める提案

2. 研修機関、国の政策研究機関等(国4機関、独立行政法人4機関)

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
(独)国際協力機構	島根県	開発途上国の行政官等を対象とした青年研修等の研修機能(研修の企画・立案、実施等の機能)の一部移転	海士町が講師、研修宿泊施設の確保を図りつつ、離島の特性を強みとする地域活性化の先進的な取組を活用することで、国費の増加を抑制しつつ、効果の高い研修を実施。	アジア大洋州の島嶼国等の行政官等にとって意義深い内容の研修の実施に向けて、開発途上国のニーズに沿った研修内容や、受入自治体との連携等の具体的な在り方を検討。
(独)国際交流基金	大分県	日本語国際センターの移転	世界各国の学生を受け入れ、日本語教育の知見ある立命館アジア太平洋大学の教職員や施設の活用と併せて、温泉をはじめとする地域の日本文化資源と連携し、日本語教師の研修事業を実施。	海外の日本語教師の研修を任務とする日本語国際センターにおいて適任となる優秀な講師の確保や、関係機関との連携の在り方、国費の増嵩を抑制した適切な研修宿泊施設の確保の可能性等について検討。
(独)教員研修センター	秋田県	センターの機能の一部移転	地元が受入体制を用意し、地元の先進的な教育の取組を活用することで、国費の増加を抑制しつつ、全国の教員の資質向上につながる効果の高い研修を実施。	つくばに存する(独)教員研修センターの教員研修・支援のハブ機能を維持・強化しつつ、全国の教員にとって資質向上につながる地元の先進的な教育環境等の活用や宿泊施設・研修施設の確保など、地元が受入体制を確保することを前提として、国と地方が連携した研修の実施について、具体的な在り方を検討。
	富山県	小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修、英語教育海外派遣研修、及びキャリア教育指導者養成研修の開催及び機能の移転	地元が受入体制を用意し、地元の先進的な教育の取組を活用することで、国費の増加を抑制しつつ、全国の教員の資質向上につながる効果の高い研修を実施。	つくばに存する(独)教員研修センターの教員研修・支援のハブ機能を維持・強化しつつ、全国の教員にとって資質向上につながる地元の先進的な教育環境等の活用や宿泊施設・研修施設の確保など、地元が受入体制を確保することを前提として、国と地方が連携した研修の実施について、具体的な在り方を検討。
	福井県	教育課題研修課の移転又はセンターが行っている研修の一部の実施	地元が受入体制を用意し、地元の先進的な教育の取組を活用することで、国費の増加を抑制しつつ、全国の教員の資質向上につながる効果の高い研修を実施。	つくばに存する(独)教員研修センターの教員研修・支援のハブ機能を維持・強化しつつ、全国の教員にとって資質向上につながる地元の先進的な教育環境等の活用や宿泊施設・研修施設の確保など、地元が受入体制を確保することを前提として、国と地方が連携した研修の実施について、具体的な在り方を検討。
	三重県	センターが行っている研修の一部(例えば、中堅教員研修や外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修など)の実施	地元が受入体制を用意し、地元の先進的な教育の取組を活用することで、国費の増加を抑制しつつ、全国の教員の資質向上につながる効果の高い研修を実施。	つくばに存する(独)教員研修センターの教員研修・支援のハブ機能を維持・強化しつつ、全国の教員にとって資質向上につながる地元の先進的な教育環境等の活用や宿泊施設・研修施設の確保など、地元が受入体制を確保することを前提として、国と地方が連携した研修の実施について、具体的な在り方を検討。
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	鳥取県	職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転	職業訓練に関して取組実績を有する県との連携、施設整備の協力による一部事業の効果的な実施。	当該地域において必要とされる人材を踏まえた高度な多能工養成のための訓練に係る調査研究機能の一部の移転について、国費の増嵩を抑制しつつ、具体的な内容・条件等について検討。

具体的検討を進める提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
森林技術総合研修所	山梨県	研修所の移転(一部移転)	受講生の利便性がそれほど低下せず現場フィールドを活用した研修を実施	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点等から困難だが、現場フィールドを活用した研修の実施について、地元受入体制の整備等による国費の増嵩を抑制する工夫と併せて具体的内容を検討。
	岐阜県	研修所の全部移転	地元受入体制の整備等により国費の増嵩を抑制しつつ、当地ならではの価値の高い研修を実施。	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点等から困難だが、当地ならではの価値の高い全国の先進事例の見学研修について、岐阜県立森林文化アカデミーを念頭に、地元受入体制の整備等による国費の増嵩を抑制する工夫と併せて具体的内容を検討。
	岡山県	森林技術総合研修所(林業機械化センターを含む)の移転	地元受入体制の整備等により国費の増嵩を抑制しつつ、当地ならではの価値の高い研修を実施。	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点等から困難だが、当地ならではの価値の高い全国の先進事例の見学研修について、CLTや木質バイオマス等を念頭に、地元受入体制の整備等による国費の増嵩を抑制する工夫と併せて具体的内容を検討。
環境調査研修所	福岡県	国際研修機能(教務課国際研修企画係及び国際研修企画専門官)の移転	既存研修施設等を活用しつつJICA九州など地元とも連携しながら、国際環境研修を実施。	北九州市における国際環境研修の実施に向け、JICA九州等の協力も得て、地元受入体制の確保を前提に、市独自の研修との相乗効果が得られるよう具体的内容を検討。
	熊本県	研修所の移転又は研修所機能の一部移転	既存研修施設等を活用しつつ環境省施設や地元とも連携しながら、研修所機能の一部を移転(研修の一部実施)	水俣市における特徴のある研修の一部実施に向け、地元受入体制の確保を前提に、当該研修所の関連施設である環境省国立水俣病総合研究センターとの連携も視野に入れつつ具体的内容を検討。
自衛隊体育学校	長野県	高地トレーニングが可能な上田市へ、自衛隊体育学校第2教育課の一部機能を移転又は合宿機能の設置	国費の増嵩を抑制しつつ、トレーニング効果を上げるため、地域にある施設を活用し、自衛隊体育学校の一部競技の合宿を実施。	国費の増嵩を抑制しつつ自衛隊体育学校の国際級選手の競技力向上に資するための合宿等の実施の具体的在り方を検討。
	岡山県	自衛隊体育学校の移転	国費の増嵩を抑制しつつ、トレーニング効果を上げるため、地域にある施設を活用し、自衛隊体育学校の一部競技の合宿を実施。	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、我が国の競技力向上に向けた施設整備を計画的に進めていることも踏まえ、国費の増嵩を抑制しつつ自衛隊体育学校の国際級選手の競技力向上に資するための、合宿等の実施の具体的在り方を検討。
防衛装備庁艦艇装備研究所	山口県	艦艇装備研究所の移転	岩国市周辺の関係機関との連携により艦艇装備に関する試験研究機能の充実が期待される施設を整備。	海上幕僚監部や各艦隊司令部等との連携の確保、現在の施設を用いた試験データの継続的な活用等の様々な課題がある中、今後拡充予定の試験研究に係る機能に必要な施設の移転整備について、可能性及び具体的在り方を検討。

具体的検討を進める提案

3. 事業実施機関(独法2機関)

対象機関	提案道府県	提案の概要	提案のポイント	具体化に向けた論点、検討課題
(独)国立美術館	石川県	東京国立近代美術館工芸館の移転	地元の関係機関等と連携を図り、国費の増大を抑制しつつ、近現代の工芸の調査研究、普及啓発等を推進。	地元の工芸分野の美術館等と協力し、国費増大を抑制しつつ、地元と国が連携した形で、石川県における拠点の形成について、具体的な在り方を検討。
(独)医薬品医療機器総合機構	富山県	ジェネリック医薬品等審査部及び国際部(アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンターを含む)の移転	JICA薬事担当行政官地方研修の受入実績を踏まえ、GMP視察のフィールドに活用	ジェネリック医薬品の審査や国際業務については、機構の新薬審査部門や安全対策部門等との連携が不可欠であり、同部門の移転は困難。 また、国際部のトレーニングセンターは、施設を用意して実施するものではなく、PMDAが策定するプログラムの下、医薬品の審査等の実務をアジア諸国の担当者に体験させるものであり、この研修の一部の実施について、可能性及び具体的な在り方を検討。

別紙1以外の提案

1. 研究機関

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)物質・材料研究機構	兵庫県	ナノスケール材料部門等Spring-8を利用する研究部門の移転 (ナノスケール材料領域、環境・エネルギー・資源材料領域(高性能発電・蓄電用材料の研究開発等)、先端の共通技術領域(新物質設計シミュレーション手法の研究開発等))	対象機関は、つくばの研究機関であり、つくばにおける研究機関・大学の集積を活かした「TIA(つくばイノベーションアリーナ)」や筑波大学との連携等、すでに近隣の研究機関・大学との強固な連携がすすんでおり、移転した場合、これらの連携への支障が懸念される。また、電子顕微鏡などの評価解析装置、成分分析や加工装置等の日常的な実験活動に必要な装置群の多くを共用しており、移転するとこれらの研究装置を利用する利便性が失われることも懸念される。 兵庫県からは、地域における大学や企業等のニーズ把握やそれに基づく対象機関との具体的な研究協力の可能性については言及がない。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
(独)防災科学技術研究所	兵庫県	社会防災システム研究領域の移転	対象機関はつくばの研究機関。兵庫県側が提案している社会防災システム研究領域は、地震・火山災害、気象災害、土砂災害など多岐にわたる災害を対象としており、地震動予測地図等の研究開発をはじめ、観測・予測研究領域との密接な連携を図ることが重要な領域であり、移転した場合、このような連携に支障が生じ、研究所全体の研究能力の確保・向上に懸念がある。また、対象機関は、地震調査研究推進本部、内閣府などの府省庁、筑波研究学園都市または首都圏近郊にある研究機関と密接な連携を図りながら研究を推進しており、兵庫県にハザード評価を実施している研究機関がないことも加味すると、移転に伴う研究能力の確保・向上に懸念がある。 加えて、社会防災システム研究領域には対象機関全体のアウトリーチ活動や研究所全体の成果普及等の対外活動を行う部署もあり、兵庫県側の提案には人員配置や業務分担に対する具体的な提案がないため、研究所全体の運営の効率化の点からも懸念がある。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
(独)宇宙航空研究開発機構	秋田県	相模原キャンパスのうち、ロケットエンジン部門の移転	対象機関の研究部門は大学の研究者が集まって基礎研究を幅広く実施。現在、秋田県にロケットエンジン部門の研究は特定の研究者はいるものの、秋田県には研究集積があるとはいえず、移転による機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しい。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
	愛知県	航空技術部門の①構造・複合材技術研究ユニット、②飛行技術研究ユニット、③事業推進部航空産業協力課の移転	対象機関は、飛行シミュレータと実験用航空機を一体運用してデータ検証を行っているところ、実験用プロペラ航空機による飛行試験を実施するためには自衛隊機や民間機の航行の支障とならない海上空域が必要となるが、愛知県内では適切な空域を確保できる見通しが無い。 なお、名古屋大学には航空に関連する教育研究部局があることを考慮し、将来的な教育・人材育成の連携可能性を模索することについては、引き続き愛知県と対象機関の間で検討。 さらに、将来的には、現在、愛知県に整備されている実験用ジェット航空機を活用した研究の拡充に係る連携可能性についても検討。
(独)理化学研究所(1/2)	茨城県	光量子工学研究領域(和光)の移転	対象機関は、提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究の実績が加速器技術開発分野を除きほぼないことに加え、茨城県に理研和光ほどの多様な分野の研究が集積してるとは言えず、移転による機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しい。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
	静岡県	光量子工学研究領域の移転	対象機関は、提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究の実績がほぼないことに加え、静岡県に理研和光ほどの多様な分野の研究が集積してるとは言えず、移転による機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しい。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)理化学研究所(2/2)	愛知県	光量子工学研究領域、産業連携本部、ライフサイエンス技術基盤研究センターについて、愛知県の産業界等と連携した研究開発を行うことに資する機能の一部を移転	愛知県側の提案内容の具体性が乏しく、移転先で連携する機関、具体的な研究内容等が不明確であり、移転による機能の向上が見込めない一方、デメリット極小化の工夫が乏しい。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
(独)放射線医学総合研究所	福島県	放射線医学総合研究所の機関全体の移転	対象機関は、既に千葉県において、千葉大学、千葉県がんセンターなど近隣の大学・医療機関と連携した研究を行っており、移転した場合、連携先との研究が断絶してしまう恐れがあり、研究機能の喪失が懸念される。 また、全部移転を行うとなると、HIMAC(重粒子線がん治療装置で、サッカーコート大の加速器が地下に埋設)等の大型施設や研究棟を移転する必要が出てくる。その他、放射性物質を扱う施設設備を多数所有しているため、全てを移転する場合、実態上は福島に新設することとなるため、1千億円規模の経費がかかることが見込まれる。以上のことから、放医研の機能の向上・デメリット極小化の工夫が乏しく、費用の増大が顕著であるため全部移転は困難。 なお、福島県には、福島市に整備が進められている「ふくしま国際医療科学センター」があり、その中の「先端臨床研究センター」には放医研の研究スペースが確保され、今後、活用することとしており、意見交換の中で、これを活用した研究連携の強化による福島県の研究能力の向上について、福島県側に検討を求めたところ、福島県としては、あくまで「ふくしま国際医療科学センター」から距離のある鏡石町への放医研の全部移転といった提案内容を変更することはないという回答(11/20)を得た。
	京都府	放射線科学領域における基盤技術開発機能の移転	対象機関は、提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究の実績がほぼなく、京都府に当該機関と連携する研究集積、研究成果の蓄積があるとも言えない。加えて、対象機関は、既に千葉県において、千葉大学、千葉県がんセンターなど近隣の大学・医療機関と連携した研究を行っており、移転した場合、連携先との研究が断絶してしまう恐れがあり、研究機能の喪失が懸念される。 京都府の提案は、日本原子力研究開発機構の関西光科学研究所(木津地区)が対象機関と平成28年度に統合することを契機として、がん治療装置の小型化の実現等をけいはんな学研都市で推進するという内容であるが、統合後の関西光科学研究所のあり方を統合前に具体的に検討することが現時点で困難であることに加え、HIMACをはじめとした大型施設や関連する研究棟を移転する場合、膨大な経費がかかることが見込まれる。以上のことから、放医研の機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しく、費用の増大が顕著であるため移転は困難。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
(独)科学技術振興機構	茨城県	機構の移転	対象機関は、政府全体の科学技術基本計画の実施の観点から国の戦略目標に基づく研究開発等の国家プロジェクト等を政府と一体となって支援するためのファンディング機関であり、移転により機能確保が困難となる。なお、茨城県の提案内容を踏まえ、つくばの研究機関の活性化に資する取組の在り方については、必要に応じて協議。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)海洋研究開発機構	静岡県	海洋掘削科学研究開発センター、地球深部探査センター、海底資源研究開発センターの移転	対象機関は、研究船の運用、観測、予測研究等を一体的に運用推進しているため一部機能を切り離した場合、当該機関の機能の確保が困難である。また、これらの研究活動を支えるためには、提案を受けているセンター固有の設備、人員に加え、共同実験施設や管理部門の人員も移転させる必要があり、移転等に伴う費用の捻出や研究遅延への懸念がある。 また、静岡県については、「ちきゅう」が清水港に停泊している実績はあるが、これは清水港が岸壁使用料の減免を受けることができる港の一つであることから機材積み港として使用しているものであり、周辺機関との共同研究実績はなく、関連の研究集積も乏しいことから移転による機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しい。 なお、現状では効果のある連携については不明確であるものの、将来的な連携の可能性については、必要に応じ静岡県と対象機関の間で検討。
	兵庫県	地震津波海域観測研究開発センター、海底資源研究開発センター、地球内部物質循環研究分野、海洋掘削科学研究開発センターにおける「海底火山の観測・研究」に関連する機能	対象機関は、研究船の運用、観測、予測研究等を一体的に運用推進しているため一部機能を切り離した場合、当該機関の機能の確保が困難である。また、これらの研究活動を支えるためには、提案を受けているセンター固有の設備、人員に加え、共同実験施設や管理部門の人員も移転させる必要があり、移転等に伴う費用の捻出や、移転等に伴う研究遅延への懸念がある。 また、兵庫県の提案する海底火山研究は、国の政策として高い優先度に位置づけられている分野ではなく、兵庫県側から説明のあった神戸大の海洋底探査センターにはまだ他機関の集積の実績はなく機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しい。 したがって、現状では効果のある連携については不明確であるものの、将来的な連携の可能性については、必要に応じ兵庫県と対象機関の間で検討。
	沖縄県	海底資源研究開発センターの地方拠点の設置	対象機関は、研究船の運用、観測、予測研究等を一体的に運用推進しているため一部機能を切り離した場合、当該機関の機能の確保が困難である。また、これらの研究活動を支えるためには、提案を受けているセンター固有の設備、人員に加え、共同実験施設や管理部門の人員も移転させる必要があり、移転等に伴う費用の捻出や研究遅延への懸念がある。 また、沖縄県に立地する研究機関や関連企業との機関間連携の実績はなく、移転した場合の具体的な研究内容、連携先が不明であり、機能の向上が見込めない一方デメリット極小化の工夫が乏しい。なお、将来的な連携の可能性については必要に応じ検討。
(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	岡山県	国立健康・栄養研究所の移転	対象機関は多くの研究機関・医療機関の協力の下、長年にわたり疫学調査等を継続して行っており、移転するとその機能確保が困難。現在、岡山県には全国レベルの栄養健康に係る研究が集積しているとは言えず、また、研究についての交流実績がなく連携効果が見込み難い。なお、今後の研究協力については必要に応じ検討。
(独)農業環境技術研究所	大分県	生態系計測研究領域、農業環境インベントリーセンターの移転	対象機関はつくばの研究機関であり、来年度には同じつくばに所在する農研機構と統合し、連携による相乗効果の創出を目指すこととなっているが、移転によりこのような効果が期待できないこととなる。また、対象機関では基礎的研究を行っており、当該地域への移転による連携効果は期待できない。なお、県からの技術相談について対応するとともに、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
(独)水産総合研究センター	三重県	開発調査センターの移転	三重県は、主に沿岸・養殖漁業への寄与を期待しているが、対象機関は遠洋・沖合漁業を中心に全国各地で研究開発を実施するものであり、希望している機能と、対象機関の業務の間で齟齬がある。なお、増養殖に関する研究については、三重県にある水研センター増養殖研究所による協力等を推進。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	秋田県	生物系特定産業技術研究支援センターのうち、水田生産システム研究部門の一部研究機能(水田農業に関するもの)の移転	中央農研センターの提案については、全国共通の水田農業研究部門を大仙市に新設するものであるが、秋田県は冬期に積雪が多いことから、水田輪作の研究が限定され、汎用性の高い研究成果の創出が期待できない。また、水田農業の全国共通テーマは、中央農業総合研究センター、生物系特定産業技術研究支援センターのほか、作物研究所、農村工学研究所、農業環境技術研究所等他の農業関係の研究機関、更にはICTやロボットなど他分野の研究機関との連携が必要であり、秋田県内では、これらの連携が不十分となることから新設は困難。また、もう一方の提案対象である生研センターは、農業機械の検査業務を実施しており、民間ユーザーの利便性を大きく損なうことから、施設の移転は困難。なお、今後の研究協力の可能性について県と意見交換しながら具体的に検討。
		中央農業総合研究センターのうち、水田輪作システム研究部門の一部研究機能(水田農業に関するもの)の移転	
	徳島県	食品総合研究所の食品機能研究領域、食品工学研究領域の全部移転	対象機関はつくばに所在する我が国唯一の食品を専門とする研究機関であり、近隣の研究所、首都圏の大学、多数の食品企業と連携しているが、移転によりこれらのつながりが失われる。一方で、徳島県においては、来年度、徳島大学に生物資源産業学部が創設されるとの事情はあるものの、現時点では食品関連分野の研究集積は十分でなく、移転によるデメリットを上回るメリットが期待できない。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
	熊本県	次世代型施設園芸の研究拠点(地方拠点)の新設(生物系特定産業技術研究支援センター及びつくば野菜研究拠点(施設野菜生産技術に関わる研究開発部門)の移転)	次世代施設園芸研究を強化するとの提案だが、九州では、現在も九州沖縄農業研究センターの筑後・久留米拠点(福岡県)で施設園芸の研究を実施しており、同一分野での新たな拠点を同じ九州の熊本県に設置することは困難。また、生研センターは、農業機械の検査業務を実施しており、民間ユーザーの利便性を大きく損なうことから、施設の移転は困難。なお、今後の研究協力の可能性について必要に応じ検討。
(独)森林総合研究所	岩手県	漆に関する研究分野の移転	漆を専門とする部門、研究者は無く、関係する研究者は他の分野を主な研究対象としているため、移転は困難。なお、平成22年度～24年度まで、岩手県等と連携して共同研究を実施した実績を踏まえ、研究協力の検討を提案したが、県としては、今回の提案はあくまで機関の移転や、研究者の移動を念頭に置いており、研究協力については、今後もこれまでと同様、必要に応じて実施していきたい旨意見が示された。
(独)産業技術総合研究所	茨城県	東京本部の移転	理事長とつくばの研究者との接触増加による研究現場の議論の活性化や、つくばの研究現場と産業界のつながり強化を図りたいとの提案だが、現在、対象機関においては、実質的に2本部体制(東京本部及びつくば本部)を構築し、組織の意思決定(理事会)や研究に関する企画、広報などはつくば本部で実施しており、理事長は半々の割合で東京本部とつくば本部に在席するとともに、殆どの理事はつくばに常駐している。 一方、対象機関は、研究の世界を閉じた組織から民間等への「橋渡し」機能を充実させる方向へと改革を進めているところであり、東京本部の理事長の主たる役割は、民間企業等との関係構築・強化を通じた技術マーケティングであるところ。東京本部をつくばに移転すると、当該機能を低下させる。なお、必要に応じて、産総研の機能強化を引き続き検討する中で、つくばとの関係も考慮しつつ検討。
	長野県	ナノチューブ実用化研究センターの長野市への移転(ナノチューブ技術に関する信州大と連携した研究環境の整備)	対象機関はつくばの研究機関であり、当該分野(単層カーボンナノチューブ)で世界最先端の研究成果を出していること、今後実用化が見込まれるため当該分野における民間企業との共同研究を加速する必要があることに加え、技術の方式が異なることから移転先での連携効果も見込みがたい。なお、今後の研究協力のあり方については必要に応じて検討。
	奈良県	生命工学領域(臨海副都心センター)の移転	提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究実績がほぼなく、創薬研究を支える十分な人材確保の見込みもないことから、移転すると機能確保が困難。また、移転先での大学・企業との連携効果もほぼ見込めない。なお、今後の研究協力のあり方を必要に応じて検討。
	沖縄県	創薬基盤研究部門の地方拠点	提案地域での研究者レベルでの交流や共同研究実績がほぼなく、創薬研究を支える十分な人材確保の見込みもないことから、移転すると機能確保が困難。また、移転先での大学・企業との連携効果もほぼ見込めない。なお、今後の研究協力のあり方を必要に応じて検討。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	茨城県	産業技術本部ロボット・機械システム部の移転	つくばにファンディング機能がないことや、ニーズ志向の研究者を増やし、研究成果の実用化を実現するためにつなぎ人材を増やしたいとの目的から、対象機関の移転を提案。さらに、対象機関にとっては、研究機関が集積するつくばに移転することで、目利き能力の向上に資するとの考え。他方、対象機関は、国の産業技術政策やエネルギー・環境政策に基づき、開発リスクの高いプロジェクトを政府と一体となって支援するためのファンディング機関。従って、特定の地域に存在することで当該地域の採択数が増えるわけではなく、産業集積の創出につながるものではない。また、目利き能力については、全国の研究機関・企業等とのネットワークにより知見を得ることで一層の向上が期待できるもの。加えて、一部移転すれば組織の一体性を損なうことによる業務の効率性が損なわれる。なお、茨城県の提案内容を踏まえ、つくばの研究機関の活性化に資する取組の在り方については、必要に応じて協議。
	山梨県	機構の移転	対象機関は、国の産業技術政策やエネルギー・環境政策に基づき、全国を対象とし、開発リスクの高いプロジェクトを政府と一体となって支援するためのファンディング機関であるため、関係省庁の近接地からの移転による機能確保が困難。また、全国の中で「なぜそこに」の説明も困難であり、ファンディング機関の特性上、移転先での大学・企業等との連携による効果も見込めない。なお、県内にはこれまでも対象機関の実施するプロジェクトに参画している大学もあり、当該大学を核とした産学官連携体制によるクリーンエネルギー分野での研究等があり、プロジェクトの実施状況を踏まえつつ今後の協力のあり方は必要に応じて検討。
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	新潟県	石油開発技術本部センターの移転	対象機関のある千葉県幕張地域には、石油・天然ガス、メタンハイドレート等に関する研究の集積があること、資源外交の観点から成田空港や各国大使館に近い立地が望ましいことなど、現所在地以外の場所に移転するとその機能確保が困難となる。なお、今後の研究協力のあり方を必要に応じて検討。
	沖縄県	「白嶺」の地方拠点の設置	対象機関は、海洋鉱物資源の探査事業や開発技術の実証事業を行う実施機関であり、移転先での大学・企業等との連携効果も見込めないことに加え、現段階で新設、拡充の方向性が出されておらず費用の増大が顕著。なお、今後の協力のあり方を必要に応じて検討。
(独)海上技術安全研究所	長崎県	流体設計系、構造基盤技術系、海洋開発系、洋上再生エネルギー開発系、水中工学系の移転	県は実証フィールドを活用した洋上風力・潮流発電一般の研究拠点を求めているが、対象機関がレギュラトリーサイエンスを行う機関であることを踏まえたものとして、具体的に検討するだけの熟度達した研究プロジェクトなど受入体制の提案がなされていない。なお、対象機関はこれまでも洋上風力発電施設の安全基準の基礎データの収集などの協力を行っており、現状では効果のある連携については不明確であるものの、将来的な連携の可能性については、必要に応じ長崎県と対象機関の間で検討。

2. 研修機関、国の政策研究機関等

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)国際協力機構	長野県	駒ヶ根市にある青年海外協力隊訓練所への協力隊事務局の一部(国内グループ)移転(併設)	緊急時における外務本省や派遣国の在京大使館との緊密迅速な連携の必要性に加え、青年海外協力隊員の募集・面接や、帰国後の就職あっせん業務等について、機能の維持が見込み難い。国際交流山岳観光都市に向けた駒ヶ根市が進める「大使村構想」との相乗効果を期待しての提案であるが、「大使村構想」に対しては、国際交流施策の中で支援を検討。
	広島県	研究部門の移転	核軍縮・紛争解決及び紛争後の復興分野での国際貢献に寄与するため、平和に関する研究集積を図ることを目的とする提案。提案対象の研究組織は、外務省・国際協力機構が政府開発援助を実施するに当たっての調査・研究等を行うためのものであり、提案のニーズに合致する独立した学術的研究組織ではない。県からの要望に応じ、国際平和拠点としての対外発信・共同研究等については、広島県に所在するJICA中国等との連携の下、国際協力施策の中で支援を検討。
(独)国際交流基金	岐阜県	日本語国際センターの移転	海外で日本語を教える日本語教師の研修を任務としている国際交流基金日本語国際センターにおける適任となる優秀な日本語教育の講師の確保については、提案された地域においては難しいこと、また、現行同様の研修宿泊施設の確保についての提案もない。フィールドとしての地元の活用については検討。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
自治大学校	島根県	人材育成の機能(特に中山間地域の自治組織にかかる研修機能)の移転	現在、中山間地域の自治組織にかかる研修は実施しておらず、自治体から自治組織にかかる研修実施の要望も受けていない。
	広島県	大学校の移転又は平和に関するカリキュラムの一部実施	大学校の移転については、現在の研修と同様の内容を実施できるだけの講師の確保が見込み難い。また、国費の増嵩の抑制を図る受入体制の具体的検討がない。平和に関する研修については実施しておらず、自治体からの研修実施の要望も受けていない。
消防大学校	静岡県	消防大学校の移転又は実践的訓練機能等の移転	地域において研修に必要な施設の用意がなく、国費の増嵩を抑制しつつ、機能の維持・確保を図ることが困難。 なお、緊急消防援助隊と全国自治体との合同訓練等の機会を活用して、陸上自衛隊と一体として実践的訓練を行うなど、今後地域との連携を具体的に検討。
	富山県	消防研究センター火災災害調査部の移転	火災災害調査部は、センター内技術研究部、消防大学校及び本省消防庁と一体的に業務を行っており、政府の危機管理業務において重要な役割を担っている。また、設備・機器の整備などが必要であり、国費の増嵩を抑制しつつ機能の維持・確保を図ることが困難。 なお、富山県の提案の趣旨を踏まえ、消防研究センターと富山県との共同研究の実施、消防研究センターの調査技術会議の富山県での開催について具体的に検討。
情報通信政策研究所	徳島県	研究所の全部移転	対象機関は、研究については政策研究を本省と連携して行う機関であり、提案の業務は対象としていない。研修については、中央省庁の職員を対象に、中央省庁職員が講師となって実施しており、受講生・講師の利便性確保や研修内容の質の確保等が困難。
国立保健医療科学院	岐阜県	科学院の全部移転	首都圏の大学等機関に依存している外部講師の確保が困難となり、また、研修生の利便性も低下。
国立感染症研究所	沖縄県	感染症対策を講じる部門の地方拠点の設置	対象機関は、国の感染症対策において危機管理対応等を行っており、組織の分割によりこの能力に支障を来すため、拠点設置は困難。また、同機関は、産業振興に資する機関ではなく、移転の効果が見込めない。なお、現地の感染症対策は地方自治体の事務であり、職員の訓練等の支援については、国立研究所で実施可能。
国立医薬品食品衛生研究所	富山県	薬品部の移転	平成28年度の川崎市への全面移転に向けて、建築工事中。薬品部は、他部局と一体的な研究を行っており、部分移転による機能の維持は困難。
農林水産研修所(1/2)	北海道	研修所の移転(北見市もしくは北斗市)	主に中央省庁の職員を対象に、中央省庁職員が講師となって実施する研修であり、省庁の近郊以外の立地による効果・効率の向上は見込み難い。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国で様々な取組がなされる中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、農林水産省では現地実態を把握するため、全国の市町村において1か月間の農山漁村派遣研修を実施。
	石川県	本所の移転(研修内容の追加・変更による研修の機能強化含む)	主に中央省庁の職員を対象に、中央省庁職員が講師となって実施する研修であり、省庁の近郊以外の立地による効果・効率の向上は見込み難い。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国で様々な取組がなされる中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、農林水産省では現地実態を把握するため、全国の市町村において1か月間の農山漁村派遣研修を実施。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
農林水産研修所(2/2)	徳島県	本所の全部移転	主に中央省庁の職員を対象に、中央省庁職員が講師となって実施する研修であり、省庁の近郊以外の立地による効果・効率の向上は見込み難い。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国で様々な取組がなされる中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、農林水産省では現地実態を把握するため、全国の市町村において1か月間の農山漁村派遣研修を実施。
	兵庫県	研修所の移転	主に中央省庁の職員を対象に、中央省庁職員が講師となって実施する研修であり、省庁の近郊以外の立地による効果・効率の向上は見込み難い。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国で様々な取組がなされる中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、農林水産省では現地実態を把握するため、全国の市町村において1か月間の農山漁村派遣研修を実施。
森林技術総合研修所	岩手県	本所及び林業機械化センター(群馬県沼田市)の移転	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	栃木県	本所の移転	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	群馬県	本所の移転	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	長野県	本所を塩尻市へ移転(長野県林業総合センターと同一敷地に設置)	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	三重県	本所の移転	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	島根県	本所の移転	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	徳島県	研修所の全部移転	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
	大分県	西日本の研修者を対象にした拠点の設置	現在実施している研修内容を前提とした移転・拠点の設置は、受講生・講師の利便性確保の観点や近隣での多様な見学場所の確保の難しさ等から困難。研修の部分実施についても国費の増嵩の抑制や、全国の中でなぜそこで実施するのかの説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して林業関係の人材育成を推進。
国土交通大学校	群馬県	小平本校の移転	主として公務員を対象とする座学を中心とした研修機関。全国の中でなぜその県で実施するか説明が困難。受講生・講師の利便性確保等が困難であるとともに、宿泊施設については既存施設等の提案はなく、国費の増嵩を抑制しつつ機能の維持・向上を図ることが困難。なお、必要に応じ、県と連携して国土交通政策関係の人材育成を推進。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
環境調査研修所	宮城県	研修所の全部移転	主として公務員を対象とする座学を中心とした研修機関。受講生・講師の利便性確保や研修内容の質の確保等が困難であるとともに、研修施設は既存施設を想定するが、宿泊施設は民間施設を想定しており、必要となる設備も周辺で確保が見込まれず、国費の増嵩を抑制しつつ機能の維持・向上が困難。なお、必要に応じ、県と連携して環境関係の人材育成を推進。
	三重県	研修所の全部移転	主として公務員を対象とする座学を中心とした研修機関。受講生・講師の利便性確保や研修内容の質の確保等が困難であるとともに、研修施設は既存施設を想定するが、宿泊施設は民間施設を想定。必要となる設備も周辺で確保が見込まれず、国費の増嵩を抑制しつつ機能の維持・向上が困難。なお、必要に応じ、県と連携して環境関係の人材育成を推進。
	兵庫県	研修所の全部移転	主として公務員を対象とする座学を中心とした研修機関。受講生・講師の利便性確保や研修内容の質の確保等が困難であるとともに、研修施設は既存施設を想定するが修復等が必要であり、宿泊施設は新設又は遠距離にある廃止予定の職員住宅を想定。必要となる設備も周辺で確保が見込まれず、国費の増嵩を抑制しつつ機能の維持・向上が困難。なお、必要に応じ、県と連携して環境関係の人材育成を推進。
	香川県	研修所の全部移転	主として公務員を対象とする座学を中心とした研修機関。受講生・講師の利便性確保や研修内容の質の確保等が困難であるとともに、研修施設は既存施設を想定するが、宿泊施設は民間施設を想定。必要となる設備も周辺で確保が見込まれず、国費の増嵩を抑制しつつ機能の維持・向上の説明が困難。なお、必要に応じ、県と連携して環境関係の人材育成を推進。
陸上自衛隊輸送学校	大分県	輸送学校の全部移転	提案機関においては、首都圏の国際空港や国際港、民間物流企業等とも連携しつつ部隊等の輸送任務の教育訓練を行うとともに、緊急災害時には防衛省本省における全国を対象とした指揮系統の下、輸送業務を迅速に行う必要があることから、移転するとこうした機能の維持が困難。

3. 事業実施機関

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)国立公文書館	群馬県	保管機能の設置	国会及び政府において新たな国立公文書館建設に向けた議論が行われている中、現状では、現在検討中のもの及び既存施設以外に、さらに施設を整備する必要性が想定されない。
(独)統計センター	鳥取県	統計編成部「統計編成主幹」の移転 (マンパワーによる集計機能や自由回答の集計機能を担う統計編成部統計編成主幹の移転)	全国の中でなぜ鳥取県かが不明確。また、国にとつてのメリットや地域の発展への寄与が不明確。さらに、対象機関は総務省統計局と一体となって業務を担っており、緊密な連携が必要であることから、提案地域への移転による機能の確保・向上が困難。
(独)日本スポーツ振興センター	岐阜県	国立スポーツ科学センターの高地トレーニングエリア支所の新設	国立スポーツ科学センターと全国各地のスポーツ施設やスポーツ医・科学センター等が連携して、我が国の国際競技力の向上の効率的な環境整備を進めている中、受入体制や研究集積が十分でない地域での支所の新設については、組織の肥大化を抑制した形で、機能の維持向上を図ることが見込めない。国立スポーツ科学センターと岐阜県の関係機関の連携については、2020年以降を見据えたスポーツ医科学振興方策の中で、必要に応じ検討。

別紙1以外の提案

対象機関	提案道府県	提案の概要	(別紙1)に掲載されなかった理由
(独)医薬品医療機器総合機構	福島県	支所の設置(相談業務、審査業務、QMS適合性調査、GLP調査業務の移転)	相談業務等の経費は受益者(製薬企業等)の手数料で賄っており、現状ではニーズが少ない中、地方拠点の設置は、手数料の増額や、財政状況の悪化・組織運営の支障を来す恐れがある。また、医薬品等の審査等業務は各部門が連携して実施しており、一部業務の移転は極めて非効率となり、医薬品・医療機器の迅速な審査が目標とされている対象機関にとって、拠点の設置は困難。なお、必要に応じ、出張個別面談制度を活用する。
	大阪府	再生医療分野の審査機能の関西支部への権限移譲	再生医療については、先端的かつ新たな分野であるため、他の審査部門等と連携しながら審査の質の向上に努めることが必要であり、機能の分散は困難。加えて、当分野の分割は組織運営にとって極めて非効率となり、医薬品・医療機器の迅速な審査が目標とされている対象機関にとって実施は困難。関西支部の相談機能を有効に活用しつつ、今後も、連絡調整を実施。
	宮崎県	地方拠点の設置	相談業務等の経費は受益者(製薬企業等)の手数料で賄っており、現状ではニーズが少ない中、地方拠点の設置は、手数料の増額や、財政状況の悪化・組織運営の支障を来す恐れがある。また、医薬品等の審査等業務は各部門が連携して実施しており、一部業務の移転は極めて非効率となり、医薬品・医療機器の迅速な審査が目標とされている対象機関にとって、拠点の設置は困難。なお、必要に応じ、出張個別面談制度を活用する。
(独)工業所有権情報・研修館	新潟県	知財人材部及び知財活用センターが行う業務の移転	対象機関は特許庁職員やサーチャーク向けの研修機関であるため、移転による地域経済への効果は見込めず、また、高度な特許情報の検索端末が必要なため、運営の効率性及び機能維持の観点から移転は困難。 新潟県が移転を提案している中小企業向け研修も年間数回程度実施しているが、独立行政法人の事務・事業見直しの中で、民間でできる研修は縮小することが求められており、今後は全国一律で利用できるデジタル教材の提供や、eラーニングへと転換していく方針。なお、地方における対面型研修のニーズに対しては、経済産業局特許室等が実施する中小企業向けセミナー等を通じた人材育成への協力のあり方を検討。
	愛知県	知的財産に係る人材育成機能の移転	対象機関は特許庁職員やサーチャーク向けの研修機関であるため、移転による地域経済への効果は見込めず、また、高度な特許情報の検索端末が必要なため、運営の効率性及び機能維持の観点から移転は困難。なお、経済産業局特許室等が実施する中小企業向けセミナー等を通じた人材育成への協力のあり方を検討。
(独)製品評価技術基盤機構	沖縄県	バイオテクノロジー部門生物資源の収集保存、機能性評価部分の移転	対象機関の移転によりバイオ産業の振興をしたいとの提案であるが、提案県では生物資源の評価が十分に行われておらず、適切な評価システムも未構築であるため、移転による対象機関の機能確保・向上が見込めない。なお、県が有する生物資源の活用に向けた協力のあり方を必要に応じて検討。

(注)道府県等と関係府省庁等との意見交換の対象となったもののうち、別紙1以外の提案として整理されたものである。

中央省庁に係る地方移転の検討に当たっての重要な視点

「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」に示した共通的な観点を踏まえ、中央省庁の地方移転の検討に当たり、特に重要な検討の視点は以下のとおりである。

- ① 「全国の中で、なぜそこか」について、地域特性と全国を対象とする国の機関としてのミッションとの関係が明確であること。このことについて、提案した道府県以外の地域からも理解を得られるものであること。
- ② 政策企画立案機能について、そこで政策を企画立案することによって生じる全国的なメリットがデメリットよりも大きいと理解が得られること。地域の自治体・民間等との連携・協力も想定しつつ、将来的に、政策に全国的な観点からの付加価値を期待できることも勘案。
- ③ 自治体等の協力も得つつ、政策執行における効率性の維持・向上（財政面、組織人員面）が期待できること。その際、将来的に拡大が見込まれる業務、ICTの活用による業務運営の改善も加味して検討。

なお、業務の円滑な実施のために必要があれば、組織・費用の肥大化抑制の工夫を払いつつ事務所の設置等も含め検討。

この視点に立って、現段階で整理した提案道府県及び関係府省庁の見解は、別紙のとおりである。

徳島県提案：消費者庁、内閣府消費者委員会、(独)国民生活センター

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>○ 徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。</p>	<p>① 徳島県の施策が全国モデルとなるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなどの徳島県の状況は、全国の消費者行政を検討・推進する上での参考になる面があると思われる。</p> <p>② 人口の多い都市部における諸問題への対応に関しては、どの程度参考になると考えられるか。</p> <p>③ 徳島県と消費者庁・国民生活センターの連携による施策展開について、具体的にどのような連携、どのような施策の内容を想定しているのか。</p> <p>④ 徳島県と消費者庁・国民生活センターが物理的に近くに所在することで、連携はどのように促進されるのか。近くに所在するからといって、徳島県だけと消費者庁が連携協力することになれば他の都道府県の理解を得られないのではないか。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>① 徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。【再掲】</p> <p>② 都市部の課題については、関西広域連合参加自治体との連携が可能。</p>	<p>③ 徳島県と消費者庁・国民生活センターの連携による施策展開について、具体的にどのような連携、どのような施策の内容を想定しているのか。</p> <p>④ 徳島県と消費者庁・国民生活センターが物理的に近くに所在することで、連携はどのように促進されるのか。近くに所在するからといって、徳島県だけと消費者庁が連携協力することになれば他の都道府県の理解を得られないのではないか。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、サテライトオフィス(東京分室)の最大限活用や、テレビ会議システムの導入・活用により、距離的障壁を克服することが可能となる。</p> <p>② これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、セキュリティを確保しつつ、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。</p> <p>③ 四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、東京圏との連携は可能である。</p> <p>④ 法執行機能については、現在、関西圏等の執行を公正取引委員会の地方事務所が執行しており、同様の執行方法を応用すれば対応可能。</p> <p>⑤ 消費者委員会については、消費者行政の推進に支障が生じないように、同委員会も誘致したい。(スペースも確保する予定。)</p>	<p>① 消費者庁には以下のような機能・業務がある。テレビ会議の活用で消費者庁の機能を低下させずに任務を達成できるか十分検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全に関する危機管理(緊急対策本部の速やかな開催、関係省庁と連携した事態への対応)。 ・国会対応(衆・参に通例設置される消費者問題を扱う特別委員会、消費者庁が立案し提出する法案の審議、各党部会・調査会等、様々の国会議員説明等への対応)。 ・関係省庁と協力して幅広い消費者問題に対応する消費者政策の司令塔機能の発揮、消費者法の企画立案等の他省庁との調整を要する業務。 ・消費者取引や表示の適正化などのための規制法の執行(訴訟対応を含む)。 ・全国規模の消費者団体・経済団体等(本部は東京にあることが多い)との連携。 <p>② 国民生活センターについては、テレビ会議の活用で消費者庁、消費者委員会や関係省庁との連携、事業者との交渉、事業者団体等との連携の確保ができるか。国民生活センターが行う相談処理・ADRにつき、交渉の相手方となる事業者の多くは東京圏に所在するが、機能を低下させずに対応できるか。</p> <p>③ テレビ会議については、国会内・議員会館や各省庁にテレビ会議システムが整備されていないなど、現状では政府全体として活用する環境がない。また、対面説明でなくテレビ会議により説明することについて相手方の了承が必要であり、機密情報の管理、システムトラブルへの対応等についても十分な対策が必要。</p> <p>④ サテライトオフィス(東京分室)については「組織や費用」の増大につながらないか。</p> <p>⑤ 多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、照会専門員等の非常勤職員(消費者庁)、ADR委員、弁護士や経験を積んだ相談員資格保持者等(国民生活センター)が確保できるのか。</p> <p>⑥ 消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能をどのように維持するのか、以下の点について留意が必要(関連資料あり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転後も、消費者問題に関連する幅広い分野について、高度な専門性を有する委員を現在と同人数(延べ80人以上)確保し、現状どおりの消費者委員会の運営を維持することが可能か、また、関係府省や民間企業に対する有効かつ十分なヒアリングを行うことが可能か。 ・移転後も、消費者委員会事務局において、民間企業等からの出向による政策調査員を、現状どおり十数名確保することが可能か。 ・国会対応について、「消費者問題に関する特別委員会」を始めとする各種の委員会における質問通告等への対応に影響が出るのではないかな
<p>その他</p>	<p>○ 「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保。部屋の再配置等を含め、移転に必要な整備についても全面的にバックアップする。ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。</p>	<p>○ ICTの設置・活用自体において、「組織や費用」の増大を生じさせないために、どのような工夫をするのか。</p>

和歌山県提案：統計局、(独)統計センター

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 統計局は都道府県を対象とした会議・研修が多く、交通の利便性が重要であるが、移転候補地である和歌山市は現所在地と比較して、関西国際空港まで約40分(新宿(若松河田)・羽田間は約60分)、新大阪駅まで約60分(名古屋以西は和歌山の方が近い)と遜色がない。</p> <p>② また、3時間程度の会議であれば全国の県庁所在地から日帰り出張が可能であるなど、他府県の県庁所在地と比較しても優れた立地である。</p> <p>③ 統計に関する専門性については、近畿の様々なネットワークを活用することにより確保が可能(近畿は一般社団法人日本統計学会の役員数やシンクタンクの数で東京に次いで多く、大学数は東京以上に多い)。</p>	<p>① 当局・当センターが和歌山県に移転することにより、統計行政の機能がどのように維持・向上されるのか、不明。</p> <p>② 都道府県を対象とした会議・研修の開催に関する交通アクセスの利便性については、当局・当センターだけでなく、東京に所在地がある他の省庁にも当てはまるものであるため、和歌山県への移転理由とならない。</p> <p>③ 日本統計学会の役員数、大学数、シンクタンク数の多寡が問題なのではなく、当局・当センターにとって必要な統計の作成・提供等の知見を有する有識者がどの程度近隣にいるのか、不明。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 和歌山市への移転による人件費の縮減により、統計調査の充実(非常勤職員増員による集計の迅速化等)が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の削減 東京都特別区 18% → 和歌山市 4% ⇒ 縮減効果 約8億円/年 ・非常勤職員賃金の縮減 総務省 7,731円/日 → 和歌山県 5,950円/日 ⇒ 縮減効果 約1億円/年 	<p>① 移転により、大臣や官邸報告・説明、各府省調整、国会対応等を迅速かつ正確に実施できなくなるなど統計行政に係る企画立案機能が損われることに対し、当該機能をどのように確保・向上させるのか、不明。</p> <p>② 移転により、施設整備にコストが発生するとともに、業務運営に係る国費や時間的コストも著しく増加することは明らかであるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>③ 移転による人件費の縮減については、当局・当センターだけでなく、東京に所在地がある他の省庁にも当てはまるものであり、和歌山県への移転理由にはならない。</p> <p>④ 地域手当等の削減による人件費の縮減額は、統計調査の充実のための予算に直結するものではないものと思料。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 統計調査に関しては、政治的判断を要する事案で、大臣等と緊急に協議を要する案件は他の局との比較のうえでは多くないものと考えられ、東京圏に位置する必要性は高くはないと考えている。政策の効果については、事業のほとんどが都道府県への法定受託事務であり、省庁の所在地が効果に影響を及ぼすことはない。</p> <p>② 同様に、国会対応を要する事案についても、他の局との比較のうえでは多くないものと考えている。</p> <p>③ 経済センサスや産業連関表等、国や自治体、企業等が政策判断や経営判断を行ううえで重要な指標となる情報を提供している機関であり、関係省庁との連携が必要となるが、ICTが発達している現在では、立地によるディスアドバンテージは極小化されており、不都合が生じるものとは考えていない。</p> <p>④ なお、現在も、国会対応等の窓口として霞ヶ関に分室を設置しており、霞ヶ関分室を維持することで、その他の人員は和歌山市に移転可能であると考えている。</p>	<p>① 基幹統計調査を円滑かつ効率的に実施するために都道府県が統計法に基づき法定受託事務として実施している調査票の配布、取集等に関する業務やICTを用いた統計情報の提供等といった業務を含め、統計局は、政府統計の中核的機関として、統計行政に係る業務全般を実施。</p> <p>② 移転により、統計行政に係る企画立案機能が損われることに対し、当該機能をどのように確保・向上させるのか、不明。また、業務運営に係る国費や時間的コストも著しく増加することは明らかであるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>③ 統計センターは、統計局と一体となった対面の協議によりデータ確定作業を期日までに行うことが必須。情報漏えいリスクも踏まえ、統計局と緊密な連携が確保できる場所にあることが不可欠。各府省と統計作成・統計情報のシステム管理で連携しており、東京にあることが不可欠。</p>
<p>その他</p>	<p>① 統計局・統計センターは総務省第二庁舎の約95%を占有しており、移転により新宿にある現庁舎敷地(約2.4万㎡)の売却が可能(約300億円と推定)。</p> <p>② 現庁舎は築47年が経過し、H18年に実施された調査で「震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高い」と診断されており、耐震化工事が必要(工事費は約41億円)。</p> <p>③ 移転候補地として和歌山市を想定しており、既存施設の活用の場合は耐震化・改修工事費は和歌山県が負担の予定。新設の場合は県有地を無償貸与の予定。職員住宅を新設する場合は市有地を無償貸与の予定。</p>	<p>① 提案内容からは、既存施設や県有地の広さ、場所等の仕様が明らかになされておらず、統計行政の遂行に必要な施設・設備が確保されるのか、不明。いずれにせよ、借料又は建設費用が発生するなど、新たに財政的負担が生じることとなるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>② 現在、総務省第二庁舎においては、他の部局も入居しており、移転により、即売却とならない。また、現庁舎の耐震補強については、財政当局と協議していく予定であり、必要な金額はその過程で決定される。</p>

京都府提案：文化庁、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館、(独)国立文化財機構

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>①「文化芸術立国」を目指すためには、全国各地が持つ歴史と伝統に基づく文化を守り育み、新たな文化をつくり、海外へ発信していくことが重要。</p> <p>②政治・経済が集中する東京では、文化への関心が二次的になりかねない。東京から移転することで、「政治・経済」と「文化」の二元化による文化力の発現を図るべき。</p> <p>③その際、京都は移転先として適地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千年以上にわたり文化を守り・育んできた歴史と知恵があり、各地域へ貢献可能 ・国宝の約5割、重要文化財の約4割など国指定文化財の多くが関東より関西・京都に集積。文化財保存を支える人材の層も厚い ・伝統文化の継承や伝統に基づく新たな文化の創造に加え、舞台芸術、現代芸術、映画・映像等コンテンツ分野の集積や人材育成の基盤あり ・京都迎賓館、国立京都国際会館、国立国会図書館関西館など情報発信基盤あり 	<p>①文化庁のミッションは、特定地域に偏ることなく全国的な視点で、法令・予算・税制等の様々な政策手段を通じて文化振興政策を実施すること。</p> <p>②政治・経済との関係について；今日の文化行政は、文化芸術と社会との関わり、すなわち芸術文化の創造力による教育・社会包摂の支援や、地域の文化資源を活かしたまちづくり・観光振興など、他分野行政との連携が重要となっている。こうした観点から、政治・経済との関係は文化行政に深みや広がりをもたらすしこすれ、一概に妨げとは言えない。</p> <p>③国の文化財行政の対象は関西・京都に集中しているわけではない(文化財補助金交付実績において、関西が占める割合は、金額で20%、件数で16%(関連資料あり))。</p> <p>④なお、芸術家の27%が東京在住、演奏会の39%、ステージ公演の61%が東京公演。</p> <p>⑤文化行政の優れた取組は各地に見られる(文化芸術の創造性を活かしたまちづくりや地域再生に先駆的に取り組む都市群の例：「創造都市ネットワーク日本」等)。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体としてのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>①文化振興の企画立案機能の向上 歴史や伝統に根差した文化の継承や、新しい文化創造の企画立案機能が向上</p> <p>②文化財行政の企画立案及び業務執行能力の向上 国宝等文化財の現場に近く、効率的な業務執行が可能。また、文化財活用の官民ノウハウが蓄積しており、全国各地の文化財保存活用策の企画立案機能が向上</p> <p>③文化の国際発信機能の向上 海外の文化人・文化行政関係者等に有形無形の伝統文化に触れていただくことができ、日本文化の海外発信に寄与</p> <p>④文化行政に携わる方々の感性の向上 暮らしに根付いた文化や伝統芸能等に日常から触れることにより、文化行政に携わる方々の感性が磨かれ、その研さんに寄与</p>	<p>①文化庁の業務には、文部科学省本省との間は言うまでもなく、観光庁、外務省、経済産業省をはじめとする関係府省との日常的な連携、国会議員や財務省等との緊密な意見交換・調整、各国大使館や産業界、関係団体との情報交換や協力等が不可欠であり、東京に立地するメリットは大きい。 このため、移転すれば一定の機能低下や新たな負担が生じるが、それを埋めるような文化行政上のメリット(京都に移ることにより、文化政策の企画立案機能がどのように向上するのか)が明らかでない。</p> <p>②文化の「多極化」や文化の力による地方創生は、文化行政上の重要課題であるが、それを達成する手段は文化庁の移転ではない。現在文化庁はこの課題に関して、文化審議会で議論を深めるとともに、「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」等の取組により、全国自治体の文化行政の推進体制の充実を図っているところである。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>①文化庁予算のうち、4割は文化財の保存等、3割は国立施設整備等交付金。その他も文化芸術活動への助成等は書面審査。京都でも十分業務執行が可能。</p> <p>②文化財や文化財保存技術が関西・京都に集積していることから、現場に近くなり、効率的な業務執行や文化財活用の企画立案等機能の向上に寄与。</p> <p>③文化庁等の事業を支援する産学公等の体制構築、「日本文化財保存修復国際センター構想」など文化庁等との協働プロジェクトの実施、相互連携を図るための職員派遣などにより、文化庁等の機能の維持・向上を支援。</p> <p>④国会の委員会出席回数は年平均20回程度。答弁は次長による著作権法関連の内容が大半。東京分室設置やICT活用等により移転の影響を僅少化。</p> <p>⑤官邸の非常招集による危機管理対応業務がない。</p> <p>⑥3独法は内部管理業務が中心で、国会対応もない。</p>	<p>①文化行政は、例えば著作物の保護と利用の促進のための著作権法改正や、美術品の公開促進のための法律制定、民間の寄附を促進するための税制措置等、(予算に限らず)様々な政策手段を通じて文化振興を図っている。また他分野行政との連携の必要性も高まっている。こうした業務を行う行政府として、立法府との関係、その他関係各方面(関係府省、全国の地方公共団体、関係民間団体等)との関係は必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会の「年平均20回程度」は部分的な数字である。質問対応件数約250件(主担当に限った件数)に加え、対面の説明要求で年間約500件、議連や党の会議出席で週3、5回対応している。 ・ICTに関しては、国会質疑や民間団体とのやりとり等も含めた実現性が現時点では明らかでない。また、危機対応時には文化庁幹部は緊急参集し、官邸等と連携して対応にあたっている。 <p>②提案は、国・独立行政法人の組織・費用の増大が前提となっている(「東京分室」等)。本来文化行政に充てるべき人員や予算が割られることとなれば、文化行政の遅れにつながることも懸念される。</p>
<p>その他</p>	<p>①市有地や府有地も含め、京都市内の土地を提供</p> <p>②移転を前提とした協議の中で、経費削減を国と検討</p> <p>③文化庁等に府市から職員を派遣し、移転業務を支援</p>	<p>○土地の有償／無償の別や、庁舎建物・設備の費用等の計画が不明。またこれ以外にも、東京における必要な連絡要員の配置や東京への出張経費をはじめとする各種経常経費が、後年度負担として生じる。</p>

長野県提案： 特許庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)	○ 移転候補地は、南海トラフ巨大地震による津波の心配が無く、また主要活断層から離れていることから地震による影響が少ない(長野県地震被害想定調査報告書(H27.3))。必要な機能(審査部門)及び資料、データ等の一部をあらかじめ地方拠点へ移転させておけば、災害発生時にも業務を継続できる。メールや電話での連絡のほか、北陸新幹線で「東京駅」まで約60分という利便性を生かし日帰りでの出張も十分可能。	① 審査部門のバックアップ体制については、諸外国においても、その目的のみをもって地方に審査拠点を設置している海外特許庁はないものと承知。 ② 我が国では、既に東日本の遠隔地でバックアップデータの保管、西日本には「受付バックアップセンター」の設置等の措置を講じているほか、「特許庁業務継続計画」を策定し、大規模災害に備えている。
東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)	① 東京一極集中の是正 ② 首都直下地震が発生した場合、震源地からの距離もあり、人的・物的被害が少ない。また首都直下地震緊急対策推進基本計画(H27.3.31閣議決定)における首都中枢機能の維持業務継続体制の構築が図られる。	① 特許庁の審査体制については、審査官数が千人単位で増え続けている米国や中国と異なり、毎年厳しい人員削減を求められる中、民間外注も活用し、官民のリソースを高密度で集積することで国際的にも例を見ない効率的かつ質の高い審査の実現を図っている。具体的には、審査の補助調査を行う民間サーチャー約2300人が首都圏に集積し、特許庁と一体となって我が国特許審査システムの基盤を成すことで、米国の3倍、欧州の5倍もの高効率(特許審査官1人当たりの処理件数)の審査を実現している。 ② 東京から特許審査部門を一部でも分離して長野に移転することは、こうした特許審査システム全体の基盤に悪影響を及ぼし、高効率の審査が維持できなくなると考えられる。
政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)	① 審査部門は特許庁内でも比較的独立性の強い分野である上、オンライン出願が進んでいることから、 <u>審査部門の一部であれば東京圏以外への立地は十分可能</u> ② 首都圏からの交通アクセスの利便性の高さや、インターネット回線を利用したテレビ会議システムの利用により、一部機能の移転は実現可能。	① 特許庁は、現在でも、約1700人の特許審査官で約2600もの膨大な技術分野について、常に進歩する技術の最先端の審査に対応するという極めて厳しい業務環境(1分野当たり1人足らず)にある。一つ一つの技術はますます高度化・細分化し、一人一人の審査官の精通分野も狭くならざるを得ない一方で、分野をまたがる学際的な発明は増加の一途をたどっている(例えば、インクジェットプリンター関連の発明の場合、精密機械、ソフトウェア、インク素材などが絡み合っている)。こうした中、分野を超えて複数の審査官が日々相互に対面で緊密に協議し、庁全体の審査能力を結集して、全ての技術分野に対応した迅速かつ高品質な審査を実現している。 ② このような状況の下、審査拠点を分散することは、日常的な審査官同士の対面での緊密な協議を妨げ、現行の審査システムの非効率化と審査スピードの著しい低下を生じさせる。常に進化する技術の最先端への対応は、細分化した技術分野毎の深い知見のみならず、分野毎に異なる既往の文献検索に関するノウハウなどの暗黙知を、審査官同士が対面で交換することで成り立っており、出張や各種コミュニケーションツール等でカバーし切れるものとは考えていない。
その他	① データのみならず、審査に必要な職員、窓口も含め、あらかじめ分散配置することにより、審査機能のバックアップ体制の確保が可能。 ② 施設建設に必要な用地は軽井沢町が先頭に立ち取得に協力(国有林の活用も可能)	① 審査部門のバックアップ体制については、約2600もの詳細な技術分野に対応している膨大な業務量を鑑みれば、相当規模の体制を新設する必要があると考えられる。仮に相当大規模な人員・予算を確保するにしても、現下の厳しい財政状況の下では極めて非現実的であり、行政効率化に逆行しているとのそしりを受けるおそれ。 ② 特許庁の審査部門の全ては、国保有の庁舎に入居しており、賃料は発生していない。仮に長野に移転した場合、庁舎の新設が必要となるのみならず、面接室、テレビ会議システム等機材の設備移転費に相当大規模な財政負担が発生し、広く国民の理解を得られないのではないか。

大阪府提案：特許庁、(独)工業所有権情報・研修館

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 近畿の特許出願件数は全国の約2割という東京圏に次ぐ規模を占める。また関西にライフサイエンスや新エネルギーなど新しい分野が集積。金属製品、化学工業、鉄鋼業等の基礎素材型産業の割合が高く、その他の業種もバランスよく集積している。また国公立大学も集積しライフサイエンスをはじめとする先端分野の研究が進んでいる。</p> <p>② 大阪は、製造業の事業所数は全国第1位、従業者数は第2位、製造品出荷額等は第3位と全国有数の規模を誇り、全体の製造品出荷額等のうち61.8%を中小企業が占めていることなどの特徴がある。また、知財総合支援窓口における支援件数は全国一となっている等今後の我が国産業競争力を支えるポテンシャルが極めて高い地域。</p> <p>③ 特許出願の「受付バックアップセンター」は先願主義の観点から既に設置されているが、特許審査の遅延を 방지、ユーザーの利益保護、知財行政の情報システムの安全性、我が国の知的財産システムに対する信頼性の確保のためにも、東西二か所に審査拠点を置き、大規模災害時の審査バックアップ体制を確立することは重要である。</p> <p>④ 大阪は西日本からのアクセスも良好であり、面接審査に関わる負担感も軽減される。</p>	<p>① 特許出願のほぼ100%はオンライン出願であり、かつ、審査も書面主義であるため、出願件数の多寡は審査部門の地理的配置を決める重要な要素とはならない。</p> <p>② 一方、審査体制については、審査官数が千人単位で増え続けている米国や中国と異なり、毎年厳しい人員削減を求められる中、民間外注も活用し、官民のリソースを高密度で集積することで国際的にも例を見ない効率的かつ質の高い審査の実現を図っている。具体的には、審査の補助調査を行う民間サーチャー約2300人が首都圏に集積し、特許庁と一体となって我が国特許審査システムの基盤を成すことで、米国の3倍、欧州の5倍もの高効率(特許審査官1人当たりの処理件数)の審査を実現している。東京から特許審査部門を一部でも分離して大阪に移転することは、こうした特許審査システム全体の基盤に悪影響を及ぼし、高効率の審査が維持できなくなると考えられる。</p> <p>③ 地方ユーザーへの対応としては、特許庁はこれまで、オンライン出願サービスの提供、審査官との電話面接審査、各地の弁理士や出願者の元に直接赴く出張面接審査、インターネット回線を利用したテレビ面接審査等を幅広く展開し、地域向け審査サービスの充実・強化に取り組んでいる。さらに、大阪を含めた地方経済産業局の特許室や、全ての都道府県に設置した知財総合支援窓口において、地方の実情と地域中小企業のニーズに応じた知財支援を行っている。</p> <p>④ なお、審査部門のバックアップ体制については、諸外国においても、その目的のみをもって地方に審査拠点を設置している海外特許庁はないものと承知。我が国では、既に東日本の遠隔地でバックアップデータの保管、西日本には「受付バックアップセンター」の設置等の措置を講じているほか、「特許庁業務継続計画」を策定し、大規模災害に備えている。</p>
<p>企画立案のメリット・デメリット</p>		
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 特許庁全体の移転ではなく、業務の専門性・独立性が高い特許審査機能の一部について、産業の地域性を踏まえた上で、西日本を対象とする第二の拠点設置を提案するものである。</p> <p>INPITも全体の業務ではなく、「特許庁審査部」の一部誘致に伴って必要となる研修部の一部と、海外支援を含む「知財活用支援戦略部」の活動拠点の大阪設置を提案する。</p> <p>② 従って、業務執行と施策の企画立案等の本部機能は東京圏に存続することを前提として国会等の首都機能との連携を確保しながら、東京一極集中の是正に寄与するものである。</p> <p>③ 西日本の審査拠点を置くことにより、審査官と出願人等とのコミュニケーション・相互理解を深め、審査品質の向上に資することが期待される。審査拠点分散により、審査官同士の連携の阻害、審査判断のばらつき等に対する懸念については、各種コミュニケーションツールの活用による意思疎通の向上と「特許審査基準」等に基づく品質管理の徹底等により解消されると考える。</p> <p>④ 新たな審査拠点に少なくとも100人以上の審査官を配置すれば国際調査機関として認証を受けることができ、審査のバックアップ体制が確立する。</p> <p>⑤ INPIT支援拠点大阪設置はTPPをふまえて、今後いっそう海外展開の活発化が見込まれる中小企業の中核支援拠点として期待される。</p>	<p>① 特許庁は、現在でも、約1700人の特許審査官で約2600もの膨大な技術分野について、常に進歩する技術の最先端の審査に対応するという極めて厳しい業務環境(1分野当たり1人足らず)にある。一つ一つの技術はますます高度化・細分化し、一人一人の審査官の精通分野も狭くならざるを得ない一方で、分野をまたがる学際的な発明は増加の一途をたどっている(例えば、インクジェットプリンター関連の発明の場合、精密機械、ソフトウェア、インク素材などが絡み合っている)。こうした中、分野を超えて複数の審査官が日々相互に対面で緊密に協議し、庁全体の審査能力を結集して、全ての技術分野に対応した迅速かつ高品質な審査を実現している。</p> <p>② このような状況の下、審査拠点を分散することは、日常的な審査官同士の対面での緊密な協議を妨げ、現行の審査システムの非効率化と審査スピードの著しい低下を生じさせる。常に進化する技術の最先端への対応は、細分化した技術分野毎の深い知見のみならず、分野毎に異なる既往の文献検索に関するノウハウなどの暗黙知を、審査官同士が対面で交換することで成り立っており、各種コミュニケーションツールや「特許審査基準」でカバーし切れるものとは考えていない。</p> <p>③ また、審査部門のバックアップ体制については、約2600もの詳細な技術分野に対応している膨大な業務量を鑑みれば、「100人以上の審査官」程度の体制では不可能。仮に相当大規模な人員・予算を確保するにしても、現下の厳しい財政状況の下では極めて非現実的であり、行政効率化に逆行しているとのそしりを受けるおそれ。</p> <p>④ なお、INPITは、特許庁と一体となって知的財産に係る情報提供や相談支援等を行う事業実施機関であるが、大阪府が例示している中小企業の海外展開支援の充実は、INPIT事業管理部門という組織の移転が解決策となるものではなく、INPITその他中小企業支援機関による事業(知財支援サービス)そのものの充実・強化を求めているものと捉えている。</p>
<p>その他</p>	<p>① 誘致候補地の「グランフロント大阪」は関西圏からの出願者のニーズに十分対応できる。またPMDA関西支部等も入居しており、特許庁と併せて関西圏のイノベーション創出拠点となりうる。</p> <p>② 「マйдーム大阪」「大阪南港ATC」も比較的アクセスが良好で、賃料も安価でありコスト削減が期待できる。</p> <p>③ 東京に集中する知的財産関係人材(サーチャーの9割、弁理士の5割強)の関西への還流の契機となる。</p>	<p>○ 特許庁の審査部門の全て及びINPITの大部分は、国保有の庁舎に入居しており、賃料は発生していない。仮に大阪に移転した場合、民間ビル等の賃料はもとより、面接室、テレビ会議システム等機材の設備移転費に相当大規模な財政負担が発生し、広く国民の理解を得られないのではないかと。</p>

大阪府提案： 中小企業庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 大阪府は中小企業数で全国第2位であるとともに、特に、ものづくりを支える製造業事業所数では全国1位。産業別従業員数構成比や製造品出荷額等の特化係数から見て、他地域と比較して、幅広い業種、多様な産業がバランスよく集積していると言える。</p> <p>② また、大阪市における民営事業所の立地密度は851事業所/km²で人口200万人以上の都市の中で最も高く(東京都区部802事業所/km²)、併せて従業員1-4人事業所の割合は57%(東京都区部55%)、個人企業の割合は38%(東京都区部30%)で、ともに最も高いことから、全国的に小零細企業の集積が最も厚いと言える。</p> <p>③ さらに、製造品出荷額の6割以上を中小規模事業所が占めており、全国で最も高い割合となっている。</p> <p>④ 全国レベルの中小企業施策を企画立案する際には、より厳しい地方の中小企業・小規模事業者の実情を把握することが重要であり、中小規模事業者への依存度の高い大阪はその立地地域として最適である。</p>	<p>① 中小企業庁は、全国視点で政策を企画・立案。全国一の数の中小企業・小規模事業者が立地する東京都から、様々な厳しい課題を抱える地方部に至るまで、全国の中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた政策の企画・立案が必要。 (※御指摘の製造業事業所数については、東京都が全国1位(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」))</p> <p>② このため、国会をはじめ、他府省庁、近畿等各経済産業局、中小企業関係機関(日本商工会議所、全国商工会連合会等の中小企業関係機関)や支援機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等)と日々密接に連携することが不可欠。これらの業務を行うことは、東京に立地していなければ極めて困難であり、移転した場合、デメリットが非常に大きい。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>① 中小企業は、我が国の産業を支える根幹であり、事業の承継をはじめ現代の中小企業が抱える課題に適切に向き合わなければ、将来の社会経済に大きな影響を与えることになる。</p> <p>② 地域の中小企業が抱える多様な課題を、解決へ向けて少しでも前進させるためには、何よりも現場の状況を的確に把握しておくことが重要。担当庁が、東京にあるままで、本当に地域が直面している厳しい現状を把握できるのか疑問。</p> <p>③ 中央省庁に加え、多くの大企業や研究機関等が立地しており、ひと・もの・資金等あらゆる資源が集中している東京が、全国各地域の中小企業が抱える課題を代表しているとはとても言えないのではないかと。一極集中により効率化が極度に進んだ東京にありながら、全国の地域課題の解決を図ろうとするところに、一極集中の最大のデメリットがあると考えられる。</p> <p>④ 地域の中小企業の課題を真に把握するために、関連政策の司令塔となる拠点を地域に置いて、視点を変えることが求められている。一方で、中小企業の一定の集積がない地域や、集積の業種に偏りがある地域へ拠点を置くことも適切ではないと考える。</p> <p>⑤ これら両方の面から、全国の中小企業のための政策の企画立案を行う拠点を設置するにおいて、大阪が最も適地と言えると考えている。</p>	<p>【中小企業庁の具体的な業務の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会関連業務(年間約600問の国会答弁作成、年間約1,200件の国会議員からのレク・資料要求、党会合・議連への出席等) ・他府省庁との調整・連携(法令改正や予算要求等における内閣法制局や財務省との調整、施策の企画・立案における総務省、厚労省、農水省等他府省庁との連携・調整) ・中小企業関係機関(日本商工会議所、全国商工会連合会等の中小企業関係機関)や支援機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等)との調整・連携 ・災害対応(災害が発生した場合、相談窓口等初動措置、被災状況の把握、激甚災害指定、非常災害対策本部等所要の対応のため、至急官邸・本省・本庁に参集する必要がある(首都直下型地震等が発生した場合は徒歩参集。)) <p>③ なお、地域の事業者の声を施策に反映するため、各地域毎に経済産業局を配置しており、近畿経済産業局には関東経済産業局に次ぐ78名の中小企業政策担当者を配置。全国の中小企業の実情を政策に反映させる体制は既に確保されており、移転による新たな具体的なメリットは考えにくい。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機関の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 東京にある関係機関等との調整については、情報通信機器の活用や東京への分室の設置などにより対応が可能ではないか。</p> <p>② また、府省見解では「出先機関の人員配置をもって施策の実施に支障がない」とのご意見であるが、本府の提案は、大阪において中小企業振興策を企画立案することが我が国全体の中小企業にとってメリットがあるという視点に立ったものである。</p>	<p>① 中小企業庁の業務において、可能な限りメールや携帯電話等を活用しているが、上記の業務の大宗は面談、会議が不可欠なもの。また、至急の呼び出しや早朝・深夜の面談・会議は日常茶飯事であり、出張では対応できない。</p> <p>② したがって、現在中小企業庁が東京都で担っている役割・機関を果すためには、現行の体制が必要不可欠であり、分室等の設置で対応できるものではない。</p> <p>③ 地方の事業者の声を、各地域の経済産業局等が収集し、中小企業庁で集約の上、東京都に所在する各機関との調整・連携を図りながら施策を企画・立案するという形が、行政運営の効率性が高いと考える。</p>
<p>その他</p>	<p>○ 国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、下記に関することをはじめ、受け入れに際し必要となる支援等については可能な限り協力していく。 【施設の確保等】 移転先施設の所有者等に紹介(但し、入居条件については管理者と要調整) (誘致予定地) アジア太平洋トレードセンター</p>	<p>① 大阪府に移転した場合、相当程度の東京への出張旅費が必要。また、現行と同等規模の人員を東京都に配置する必要あり。</p> <p>② さらに、誘致予定地に移転した場合は、従前発生していなかった賃料が発生。</p> <p>③ このとおり、移転費用だけでなく、これらの財政負担が追加で発生する見込み。</p>

北海道提案：観光庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 北海道は、多様な外国人観光客のニーズを受け入れる観光資源を豊富に有するなど、観光のポテンシャルが極めて高い地域である。</p> <p>② 本道における過去3カ年の外国人来訪者数の伸び率は、全国の伸び率を上回っており、特にアジア地域からの来道者数の伸び率が拡大している。</p> <p>③ さらに、本道では、間近に控えた北海道新幹線の開業を契機に、様々な資源や優位性を最大限に活かし、海外において評価の高い食や観光の振興など、活力ある経済社会の構築を重点的に進めることとしている。</p>	<p>○ 観光庁は、特定の地域にとどまることなく、全国津々浦々に内外の観光客を呼び込んで、交流人口を拡大し、地域経済の活性化や雇用の創出等を全国各地で実現する上で中心的役割を果たすことが求められている。このため、<u>特定地域における波及効果を追求することはもちろん、特定地域の資源のみを背景・モデルとした施策立案を行うことは適切でない。</u></p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 北海道への観光庁の移転(北海道運輸局の機能強化)は、アジア地域の成長力を取り込むための効率的かつ効果的な施策立案につながるものであり、もって我が国全体の観光振興に貢献できるものとする。</p>	<p>① 観光庁は、観光立国の実現に向けて、「観光立国推進閣僚会議」(主宰：内閣総理大臣)及び「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」(議長：内閣総理大臣)における検討・調整をはじめ、<u>国会、総理官邸、関係行政機関及び民間企業等と直接対面が求められるハイレベルかつ密接な折衝・緊急的な要請への対応を日常的に行っており、東京圏から遠隔の地に移転しての対応では業務遂行が困難である。</u></p> <p>② 加えて、<u>国会質問対応、議員レク、議連等政党主催会議対応、各国在京大使館との渉外業務、災害対応、各種会議等への対応も頻繁に行っているところであり、東京圏から遠隔の地での対応では業務遂行が困難である。</u></p> <p>③ また、観光庁が、制度設計などに向けて現場の課題やニーズを把握する際は、広く地域を問わず多様な見解を求めてヒアリングを行う必要があり、<u>特定の現場に近いことは、課題やニーズの把握に十分とは言えない。</u></p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>○ 観光庁などから人員のシフトを求めるものであり、組織の肥大化につながらない。</p>	<p>○ 観光庁では、上述の業務を実施するために日常的に煩雑かつ高度な対応が求められ、全職員が文字通り日夜一丸となって対応してもなお業務に忙殺されているところであり、<u>観光庁からの人員のシフトは極めて難しい。</u></p>
<p>その他</p>	<p>○ 北海道運輸局観光部の人員体制の拡充(観光庁などからのシフト)により北海道の観光戦略全般の連携・調整を求めるもの。</p>	<p>① 本年7月、北海道地域における観光政策を担う中心的存在として、北海道運輸局に観光部が創設された。観光部では関係省庁の地方支分部局や自治体をはじめとする地域各機関と強力な連携・調整を図りつつ、内外の観光客へのプロモーションや受入環境整備等の施策の立案・実施に取り組んでいる。</p> <p>② また、上述の理由により観光庁からの人員のシフトは極めて難しい。</p>

兵庫県提案：観光庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)	<p>① 兵庫県は多様で全国の観光施策のモデルとなりうる 兵庫県は、広大な県土に多様性を有するなど日本の縮図であり、日本全体を俯瞰した観光振興施策のモデルとして活用可能。世界に誇る多種多様な観光資源もあるとともに、観光振興に対する民意も高いため現場の声・課題の引き上げが容易。</p> <p>② 全国へ航空網、新幹線で短時間で行き来が可能 大阪国際空港、神戸空港、新幹線新神戸駅の利用で、全国都道府県からの所要時間も東京と大差はない。このような交通網があり、利用可能便数も多い兵庫、神戸は東京圏以外では理想的な場所。</p> <p>③ 広域的な連携組織やDMOなど観光推進体制が充実 関西では広域的な観光行政を担う関西広域連合、官民連携組織である関西地域振興財団、また、中四国の連携組織である瀬戸内ブランド連合など、全国でも先進的な観光の推進体制が整った地域である。</p>	<p>○ 観光庁は、特定の地域にとどまることなく、全国津々浦々に内外の観光客を呼び込んで、交流人口を拡大し、地域経済の活性化や雇用の創出等を全国各地で実現する上で中心的役割を果たすことが求められている。このため、特定地域における波及効果を追求することはもちろん、特定地域の資源のみを背景・モデルとした施策立案を行うことは適切でない。</p>
東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)	<p>① 地方創生のシンボルとなり全国各地の観光面の地方創生を加速 観光の主役は各地方である。そうしたなか、観光庁が兵庫・神戸に移転し、地方の実情を踏まえた施策を展開することで、全国の各地方の観光施策を一層活発化。</p> <p>② 関西全体で観光庁立地をバックアップ 日本の世界文化遺産の1/3が立地する関西。関西では広域観光に関する全国モデル的取組も進めており、関西国際観光推進本部(仮称)も設立予定であるなどポテンシャルがある。JNTOの誘致を図る京都をはじめ、関西広域連合としても観光庁の兵庫・神戸での施策展開を全面的に連携しながらバックアップ。</p> <p>③ ゴールデンルート外に立地することで地方の課題の入手が容易に 訪日外国人観光客は、東京～京都～大阪のいわゆるゴールデンルートに集中。観光客や観光産業のニーズ、受入環境の整備など、現場の課題が入手しやすい立地となる。</p>	<p>① 観光庁は、観光立国の実現に向けて、「観光立国推進関係会議」(主宰:内閣総理大臣)及び「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」(議長:内閣総理大臣)における検討・調整をはじめ、国会、総理官邸、関係行政機関及び民間企業等と直接対面が求められるハイレベルかつ密接な折衝・緊急的な要請への対応を日常的に行っており、東京圏から遠隔の地に移転しての対応では業務遂行が困難である。</p> <p>② 加えて、国会質問対応、議員レク、議連等政党主催会議対応、各国在京大使館との渉外業務、災害対応、各種会議等への対応も頻繁に行っているところであり、東京圏から遠隔の地での対応では業務遂行が困難である。</p> <p>③ また、観光庁が、制度設計などに向けて現場の課題やニーズを把握する際は、広く地域を問わず多様な見解を求めてヒアリングを行う必要があり、特定の現場に近いことは、課題やニーズの把握に十分とは言えない。</p>
政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)	<p>① 国際会議場などMICE機能が充実 関西は、豊富な文化観光資源、関西国際空港等の充実したアクセス環境、大規模会議場の立地など、MICE開催に関するポテンシャルの高い地域。このような地域への観光庁の立地により、効果的なMICE誘致施策の展開が可能</p> <p>② 快適で安価な生活、オフィス環境 東京に比べて安価な家賃や広い居住スペース。</p> <p>③ 霞ヶ関、永田町との利便性 国会対応、大臣協議、他省庁との連携などの観点から、東京との利便性は重要。新神戸始発の新幹線に乗れば東京駅着8時53分着。飛行機は大阪国際空港と神戸空港併せて、羽田便は一日40便。また、東京分室の設置、ICTを活用した情報共有により、対応は容易。</p>	<p>① 観光庁は、上述の業務への対応を文字通り全職員が日夜一丸となって行っているところであり、一部組織を東京分室として、東京圏から遠隔の地に移転しての対応では、業務遂行が困難である。</p> <p>② 国会・総理官邸への対応や東京に位置する関係機関との対面での打ち合わせについては、ICTの活用等では対応が困難なハイレベルかつ密接な折衝を要する事案が大半を占めるため、仮に兵庫県に移転した場合、東京への出張旅費や人件費等の増加が予想され、所要経費の肥大化は免れない。さらには、東京圏から離れることで各方面からの緊急的な要請への対応が遅れ、観光立国の実現に向けて支障が生ずる。</p>
その他	<p>① さらに、首都直下型地震が今後30年以内に70%の確率で発生することが想定されており、危機管理の面からも国土の複眼構造の構築こそが、国家構造のあるべき姿であると認識</p> <p>② 神戸市内の空きオフィス等の斡旋</p> <p>③ 職員の子弟の教育に関しても神戸周辺には、灘、甲陽など全国的にも有名な中高一貫校があるなど高い教育水準を誇る。</p>	

三重県提案： 気象庁観測・研究部門

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>○ 過去に発生した伊勢湾台風や紀伊半島大水害など、本県が経験した風水害により、災害対策基本法の制定や大雨特別警報等の制度が創設される契機となるなど、我が国の防災・減災体制の充実に大きな役割を果たしてきた。そのような地域に気象庁を誘致することは非常に有意義でシンボリックなものと捉えており、今後においても、気象や地震等情報に対する研究や対策について貢献できる地域であると考えている。</p>	<p>① 気象庁では、全国各地に配置したアメダスや気象レーダー、全国の地方自治体、関係機関の観測データ等を本庁及び全国各地の気象官署等で活用・分析し、気象監視や警報の発表等を実施しており、その業務は特定の地域のみを対象としたものではない。 ② なお、気象庁では、都道府県や市町村への情報提供や防災・減災対策の支援等を行う組織として、三重県には津地方気象台を設置している。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 政策の企画立案という面には直結しないが、本県は、日本有数の豪雨地域や海拔ゼロメートル地帯を有する地域であり、これらの地域の様々な気象状況等を現地に近い場所で把握できることから、より精度の高い気象情報の発信やきめ細かい防災・減災対策を立案する際に役立つものと考えている。</p>	<p>① 気象庁では、地域における気象状況の把握、気象情報の発表、きめ細やかな防災・減災対策の支援については地方気象台等が担っており、三重県においては津地方気象台が実施している。 ② なお、気象庁本庁は危機管理対応のため、政府機能中枢(霞ヶ関地区)域にあることが必要不可欠である。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 移転にあたっては、政府の危機管理に対応するための首相官邸等へ緊急参集する必要がある部署を除き、地方で業務が可能な部署を誘致することとし、機関として必要な機能確保を図る。なお、本県には「火山」が無いことから、「火山」に関係する部門を除いた移転を提案する。 ② 移転地域である津市、志摩市には光ケーブル網が整備されており、ネット環境については都市部と遜色は無く、必要であればTV会議等への対応も可能である。また、現在でも都心へのアクセスは便利であり、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上すると見込まれる。これら交通・情報インフラの環境から、業務執行や企画立案段階で府省庁間の連携もスムーズに図ることが可能であり、国会等への対応についても支障は少ないと考えられる。</p>	<p>① 大規模な自然災害等が発生した際には、首相官邸への緊急参集、政府・国土交通省の非常災害対策本部への参画等、政府全体の危機管理対策の実施に気象庁は重要な役割を担っている。 ② 上記に対応するため、気象庁は、平素の準備段階より、気象庁長官の指揮の下、本庁内の総務部、予報部、観測部、地震火山部、地球環境・海洋部が一丸となって組織的に対応している。そのため、気象庁は、一体として政府機能中枢(霞ヶ関地区)域にあることが必要不可欠であり、交通・情報インフラ環境の整備では代替できない。</p>
<p>その他</p>	<p>① 既存の公共施設(県立小児医療センターあすなろ学園、県立草の実りハビリテーションセンター、県志摩庁舎、志摩市立越賀中学校、同市立立神小学校)を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。 ② 三重県と三重大学で設置した「みえ防災・減災センター」の機能向上など県の災害対応力向上も期待。</p>	<p>① 政府の国有財産の有効活用に係る検討の中で、気象庁本庁は危機管理機能を有することから、霞ヶ関地区近傍地への移転が適当とされた。現在、移転に係る契約を既に締結しており、具体的な設計作業等に着手済みである。 ② 気象庁本庁が三重県へ移転する場合には、これらに要した経費が無駄となり国費に多大な影響を与えるほか、関係機関等へ重大な影響を与えることになる。 ③ 三重県の災害対応力の向上に向けて、自治体へのホットラインや当該センターへの講師派遣等の津地方気象台による支援・協力を引き続き取り組む。</p>

政府関係機関の地方移転について（案） － 対応方針取りまとめに当たって －

平成 27 年 12 月 17 日
政府関係機関移転に関する有識者会議 有識者一同

今般の政府関係機関の地方移転の取組は、東京一極集中を是正する観点から、道府県等からの提案を踏まえ検討を行うものである。提案された機関の移転については、地域の発展の観点から「しごと」と「ひと」の好循環の促進に資するものかという観点とともに、政府機関としての機能の維持向上や移転に伴う組織・費用の肥大化の抑制といった観点も考慮して検討を行った。その結果、国が対応方針を策定するにあたり、有識者会議としての考え方を以下の通りとりまとめたので、国をはじめ関係者においては、今後の検討に際して十分に配慮願いたい。

1. 研究機関・研修機関に関する提案について

これまで有識者会議においては、道府県からの提案の大半を占める研究機関・研修機関を中心に検討を行った。研究機関の移転については、地域の研究基盤や産業競争力の強化につながる一方で、あわせて長年にわたり構築されてきた研究集積や研究連携の喪失による国際競争力の低下や多額の費用負担が発生しないことが求められる。

そうした総合的な観点からの検討の結果、国の研究機関全体の移転だけでなく、研究部門や研究チームの移転等により、地方の研究連携拠点の形成などを旨とする、一部移転の選択肢を積極的に示すことが有益であるという点で意見が一致した。研修機関においても、同様である。研究機関・研修機関の一部移転によって、地域の特性に応じたイノベーションの創出や人材育成が進み、地域産業の競争力強化によって地方創生の推進が図られるとともに、国の機関にとっても、地域との連携強化を通じて機関としてのミッションの達成の後押しとなることが期待されるからである。

各地域において様々な分野・領域で特徴的・先進的な取組が芽生えつつある中で、今後、年度末に向け、対応方針で示された方向性に沿って、提案道府県及び関係府省庁のみならず幅広く関係者間（関係市町村、地

元大学・研究機関等、関係府省庁、提案対象機関等）で具体的な検討を進めていくことが望まれる。

こうした観点から、今後の検討に際して重視すべき視点として、以下の3点を示すこととしたい。

(1) 政府関係機関と地方との連携の確保

今回の移転対象となる機能・部門・チームは、研究プロジェクト（いわば「しごと」）や研究者（いわば「ひと」）を通じて、地域の公設試験研究機関や大学、民間企業などの現場と国の研究機関・研修機関を直接結び付ける「連携の担い手」として積極的に機能することにより、地域イノベーションの創出と国の機関としてのミッションを同時に実現していく重要な役割が期待される。政府関係機関及び所管府省庁は、このことを十分認識して、国と地方の連携を確保する観点から、地方関係者との間で連携体制などについて具体的な検討を進めていくことが求められる。

(2) 受入自治体における総合戦略の構築

受入自治体においては、地域の強みを活かした地域イノベーションの創出や人材育成の観点から、今回受け入れる機関の機能をビルトインした地域全体のビジョンや産官学連携体制の姿を明らかにしていくことが重要である。

このため、自治体は、地方版総合戦略の策定や改訂などにおいて、今回の移転を組み込んだ地域イノベーション戦略や研究プロジェクトを盛り込み、地域全体で地方創生の取組を加速化させていくことが重要である。

(3) イノベーションの好循環の形成

様々な地方において、国の研究機関の機能を取り込んだ特徴あるイノベーションが創出されると、そのイノベーションの成果が更に国や地方の研究機関を刺激し、それがまた革新的研究シーズを産み出したり、地域ニーズとマッチして地域発の世界に通じるイノベーションやその地域ならではの産業創出につながるといった好循環の形成が期待される。

このため、まち・ひと・しごと創生本部事務局においては、総合科学技術・イノベーション会議等とも協力し、地方創生推進施策や地域イノベーション推進施策等とも連携して、この好循環の形成の実現に向けた取組を推進することが重要である。

2. 中央省庁に関する提案について

中央省庁の移転については、提案道府県及び関係各府省からのヒアリングなどを踏まえ、検討に当たっての重要な視点を策定し、これに基づき、現時点での道府県及び府省庁の見解の整理を行い、主な論点を明らかにした。

今後、こうした論点を中心に検討を深め、今年度末の移転基本方針の策定に向けて、公平性・透明性のあるプロセスの下で成案を得る必要がある。関係府省庁をはじめ関係者の精力的な検討と協力を強く求めたい。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）
（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）抜粋

（2）地方への新しいひとの流れをつくる

（ア）政府関係機関の地方移転

【施策の概要】

東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかなる向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果につき検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施する。

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転

これまで、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所の東広島市への移転を決定、実施するとともに、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）以外の道府県のうち 42 道府県から、69 機関についての誘致提案を受け、提案した道府県等及び関係府省庁等の双方から意見を聞くとともに、公平性・透明性あるプロセスの下で検討を行うために設置した有識者会議の意見を聞きながら、検討の方針を提示した。

今後、有識者会議の意見を聞きながら更に検討を行い、2015 年度中にまち・ひと・しごと創生本部において、移転すべき機関等について定めた政府関係機関移転基本方針を決定する。その際、地方創生に資する施策との連携、特に研究機関については、地域の研究機関・民間等との連携による地域イノベーションの進展に資するよう関係施策との連携を図る。また、今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

まち・ひと・しごと創生本部事務局作成資料

	道府県の意見	省庁の意見	有識者の意見
消費者庁等	<p>徳島県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国屈指のブロードバンド環境を活かした「新しい働き方」、「テレワーク」を提案。</u> ・消費者庁設置の提案を行うなど消費者行政への提言の実績がある。 ・四国大学等の消費関係講座に毎年 110 人受講するなど消費問題の人材育成が進んでいる。 ・受入体制については<u>拳県一致協議会を立ち上げ。県消費者団体も誘致に協力。</u> ・<u>関西広域連合も含め、広域で人材確保を図る。</u> 	<p>消費者庁等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>各省と連携し、「舵取り役」としての任務を実施。</u> ・<u>消費者安全に関する緊急事態への対応が可能か。</u> ・徳島県は人口当たりの職員・相談員の配置率などは高い一方、資格保有者等の絶対数は多くはない。 ・<u>移転の課題抽出のための試行（テレビ会議、試行的勤務、商品テスト等）を実施予定。3月に消費者庁長官を派遣。4月以降も試行を予定。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な業務がある中、<u>地域密着の業務もあり、整理が必要。</u> ・<u>人材確保や地元受入体制が重要。</u>徳島県はそのための<u>関係機関の連携について、具体的な中身の検討が必要。</u>
総務省統計局	<p>和歌山県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの取組や県独自の先進的防災システムなどの取組を実施。 ・<u>和歌山大、滋賀大など関西の各大学でデータサイエンティストの養成コースを作る予定。</u> ・現在はないが、<u>データサイエンス学のネットワークを関西広域連合で組織化して、統計局、統計センターと連携したい。</u> 	<p>総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計は正確性、迅速性が重要。 ・国会、関係省庁との関係、諮問会議からも問われている統計の質の向上にむけての取組、交通アクセスなどを考えると移転のデメリットは大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ICTの旗振りをしている総務省としてテレビ会議などの活用を考えるべき。</u> ・和歌山県について、<u>現状では人材確保が課題。</u>人材確保や今後の統計行政の強化の見通しが重要。
文化庁	<p>京都府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>京都には現場力、集客力、文化発信力があり、日本の文化行政の底上げにつながる。</u> ・<u>地元も応分の負担</u>を考えている。 ・マスメディアも含めて東京一極集中する中で、文化の多様性が失われている。文化行政だけでも切り離して多様性を確保すべき。 	<p>文化庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現時点で移転の可否や問題点について、考え方を示すことはできない。</u> ・京都の資源を使って、文化行政に活かせる部分があるのであれば、ご協力いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>文科省としても主体的に課題を整理してほしい。</u> ・<u>京都以外の地方の文化政策がどう向上するか、が重要。</u>

	道府県の意見	省庁の意見	有識者の意見
特許庁	<p>大阪府</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの中小企業が存在する<u>大阪に特許庁、(独)工業所有権情報・研修館がより身近になることで、産業創造につながり、一極集中の是正につながる。審査機能の人材のバックアップにもなる。</u> <p>長野県</p> <ul style="list-style-type: none"> 大災害に備えた人材のバックアップ体制にもなる。 	<p>特許庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>限られた人員での審査官同士の緊密な連携、現在活用している民間人材の集積を考えると審査官の分離は非効率。</u> <u>国土の小さな先進国では、基本的に審査は1カ所で対応。</u> 大災害時に備え、BCPを策定。万が一の場合、特許庁のOBを活用することも有り得る。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>審査を行う特許庁の一部が来ても地方創生に貢献しないのではないか（むしろ<u>知財戦略の支援が重要</u>）。</u>
中小企業庁	<p>大阪府</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い企業が集積し、中小企業の課題が端的にみられる大阪が適地。 具体的に<u>大阪で政策を立案するメリットや近畿経産局での執行で何が足りないかの説明は難しいが本省機能がほしい。</u> 	<p>中小企業庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>近畿経産局を通じて、国として行政サービスを大阪府においても実施している。不足している部分があれば充実を図っていく。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>大阪府から見た時、現在の中小企業施策で具体的に何が足りないのか出さないと議論は始まらない。</u>
観光庁	<p>北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の広域DMOづくりを主導するなど、<u>北海道運輸局を強化し、ワンストップの窓口を担っていただきたい。</u> <p>兵庫県</p> <ul style="list-style-type: none"> 成長力の核である観光庁が関西にあることが重要。兵庫、神戸という歴史ある都市で多様な我が国の魅力を感じながら企画立案できるというメリットがある。 	<p>観光庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国でインバウンドを取り合っている中、<u>官邸主導で各省と連日調整。</u> <u>各都道府県がそれぞれ観光政策に力を入れており、特定のところに肩入れできない。</u> <u>昨年、地方運輸局に観光部を新設。現場の関係者との連携を強化し始めた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>新しい政策のタマを作らないといけないところを移すのは厳しい。</u>
気象庁	<p>三重県</p> <ul style="list-style-type: none"> 県として防災減災対策を進めるなかで気象庁を提案。 	<p>気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁本庁は<u>危機管理を組織的に関係省庁と連携して実施している。</u> 各県に地方気象台を設置しており、地方の防災の拠点としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害を考えると本庁は無理。切り出しの具体案もないと議論は進まない。

中央省庁の地方移転の基本的考え方

1. 検討の基本的視点

◎中央省庁の移転については、以下の3つの基本的視点から、検討を進めることが適当である。

(1) 地方創生の視点

○地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

(2) 国の機関としての機能確保の視点

○地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

①地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか。

②「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるか。

③危機管理等官邸はじめ関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか。

④当該機関の効率的な業務運営や国民に対する行政サービスの低下を招かないか。

(3) 移転費用等の視点

○地方移転によって、費用の増大や組織肥大化にならないか。

○地元の協力・受入体制が整っているか。

2. 「国の機関として機能確保」に関する検討について

(1) 業務内容に応じた検討

上記(2)の「国の機関としての機能確保の視点」においては、中央省庁の業務内容に応じた検討を行う必要がある。

①「危機管理業務」、「外交関係業務」及び「国会対応業務」について

・ 中央省庁は、内閣の統轄の下、国が果たすべき役割について、総合性、機動性を持ち、重点的かつ効率的に行政事務を遂行することが求められることから、官邸をはじめ関係省庁に近接した地域に立地しており、特に、「危機管理業務」や「外交関係事務」は、官邸からの指示を受け、迅速かつ密接に連携を図り業務を遂行することが強く求められる。

・ また、行政権の行使に関し、国会に対して連帯して責任を負う内閣の中核としての中央省庁の「国会対応業務」（議案の提出、答弁、説明等）は、議院内閣制を採る我が

国の憲法上の要請に基礎を置くものであり、国会運営に支障が生じることがないように十分な留意が必要である。

②「政策の企画・立案業務」について

- ・ 法案作成等の「政策の企画・立案業務」については、政府全体の調整が必要とされる場合が多く、官邸、関係省庁から遠隔の地に所在する場合には、これらの業務の適切な遂行が困難となることに留意する必要がある一方、「施策・事業の執行業務」と密接不可分な部門については、執行部門に近い立地とすることが適当である。

③「施策・事業の執行業務」について

- ・ 「施策・事業の執行業務」については、多くの省庁において地方支分部局等が担っているように、できる限り実施現場に近いところで実施されることが効果的・効率的である。したがって、地方創生の観点から、地方を対象とする「施策・事業の執行業務」、あるいは、執行業務と密接不可分な一定部門の「政策の企画・立案業務」については、地方移転を検討することは意義が大きい。また、既に地方支分部局等で事務を実施している場合は、地方支分部局等の機能強化を図る必要があると考えられる。
- ・ ただし、上記の具体的な検討に当たっては、当該機関の効率的な業務運営や全国に所在する関係者に対する行政サービスの低下を招かないようにする必要がある。このため、
 - (ア) 「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるかについて留意する必要がある。
 - (イ) ICT（テレビ会議等）活用による業務改善や地域の協力によって人材確保を含む機能確保が可能かどうかといった点について、実地における検証を含め検討を行う必要がある。
 - (ウ) 移転費用等の視点から、地方の協力も得ながら、移転に伴うコストの低減や組織の肥大化を避けるための工夫について積極的な検討が必要である。
 - (エ) 移転先となっている地元の協力・受入体制が整っているかについて、留意する必要がある。

(2) 国の機関としての機能発揮に関する検証

- ・ 一方、政府においては民間で見られるような、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等を通じた業務実施の試みは低調である。こうした国家公務員全般にわたる従来の業務形態を基本的に見直すことは、地方で実施可能な業務範囲の拡大の可能性という地方創生の視点にとどまらず、国家組織のあり方や行政改革の視点から意義が大きい。また、「働き方改革」という点で、ワークライフバランスの確保に結びつくものである。
- ・ このため、国の機関における業務全般にわたって、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等を通じて、具体的な課題を実証実験によって明らかにしていく取組を積極的に推進していく必要がある。

研究機関・研修機関等の地方移転の今後の進め方について（案）

1 対応方針に基づいた、国と地方の連携体制の構築等の検討

研究機関・研修機関等の地方移転については、平成27年12月17日第3回有識者会議において了承され、翌日公表された「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」に基づき、有識者から示された「政府関係機関の地方移転について一対応方針取りまとめに当たって一」を踏まえつつ、関係者間（提案道府県、関係市町村、地元大学・研究機関等と、関係府省庁、対象機関等）で、国と地方との連携体制、地域における産学官連携体制の構築などについて精力的に具体的な検討が進められているところである。

「政府関係機関移転基本方針」の策定に向け、関係者間で成案を得るべく引き続き調整を行う。

2 地方創生推進交付金の活用

特に、研究機関については、地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることが、研修機関等についてはその地域ならではの研修等を地域で行うことで地方創生につながることが重要である。

政府においては、平成28年度から、自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する地方創生推進交付金を措置し、官民協働、地域間連携、政策間連携等による、ローカルイノベーションや地方創生推進人材育成等の取組を推進することとしている。

今般の研究機関・研修機関等の地方移転の取組は、この趣旨に適うものであり、地方創生推進交付金を活用することで研究機関・研修機関等の移転に厚みと奥行きを持たせ、地域イノベーションの好循環の形成にも資するものと考えられる。

3 年次プランの作成とフォローアップ

研究拠点等の設置は、それ自体がゴールではなく、地域イノベーション創出等のスタートであり、今後、研究内容・体制等を具体化しつつ、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見越した体制・内容を拡充していくものである。

このことを踏まえ、「政府関係機関移転基本方針」を決定した後は、更に関係者間において検討を進め、28年度内に、それぞれの取組において規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを関係者間で共同して作成する必要があると考えられる。

また、その後においても、政府において定期的に適切なフォローアップを継続していくことが重要である。